

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（第一条関係）	1
○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（第二条関係）	68
○日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）（第三条関係）	108
○日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）（第四条関係）	119
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第十四条関係）	122
○電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）（附則第十五条関係）	123
○気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）（附則第十六条関係）	124
○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（附則第十七条関係）	125
○電話加入権質に関する臨時特例法（昭和三十三年法律第三百三十八号）（附則第十八条関係）	127
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十九条関係）	129
○日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）（附則第二十条第一号関係）	130
条第二号関係）	131
○厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）（附則第二十条第三号関係）	132
○日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）（附則第二十一条関係）	133
○電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号）（附則第二十二条関係）	134
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百十三号）（附則第二十三条第一号関係）	135

○ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）（附則第二十三条第二号関係）	136
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（附則第二十三条第三号関係）――	137
○ 電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）（附則第二十四条関係）――	138
○ 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）（附則第二十五条関係）――	140
○ 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）（附則第二十六条関係）――	141

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（第一条関係）

改正案	現行
目次 第一章（略） 第二章 電気通信事業 第一節（略） 第二節 電気通信事業の登録等（第九条―第十八条の二） 第三節―第八節（略） 第三章 土地の使用等 第一節 電気通信事業の認定（第一百七十七条―第二百二十七条） 第二節 認定電気通信事業者による土地の使用（第二百二十八条―第四百三十三条） 第三節 鉄塔等提供事業の認定等（第四百四十三条の二―第四百四十三条の十五） 第四章―第六章（略） 附則 第十条 前条の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。以下この章及び次章において同じ。	目次 第一章（同上） 第二章（同上） 第一節（同上） 第二節 電気通信事業の登録等（第九条―第十八条） 第三節―第八節（同上） 第三章（同上） 第一節 事業の認定（第一百七十七条―第二百二十七条） 第二節 土地の使用（第二百二十八条―第四百三十三条） 第四章―第六章（同上） 附則 第十条 前条の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 一 （同上） 二 外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。以下この章及び第四百十八条第四号において同じ。

（傍線部分は改正部分）

）にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

三 業務区域及び次のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定める事項

イ 第一号基礎的電気通信役務（専らその者の設置する電気通信回線設備を用いて提供されるものその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものに限る。）を提供する電気通信事業を営もうとする場合 第一号基礎的電気通信役務の種別（その性質に依じて総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別をいう。以下同じ。）ごとの当該第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域及び当該業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域（第十八条の二に規定する基礎的電気通信役務台帳を作成する際の単位とするために全国を総務省令で定める地域の単位に分けた区域をいう。以下同じ。）。

ロ 第二号基礎的電気通信役務（専らその者の設置する電気通信回線設備を用いて提供されるものその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものに限る。）を提供する電気通信事業を営もうとする場合 当該第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域及び当該業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域

四 電気通信設備の概要

五 基礎的電気通信役務（第三号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。第十六条第一項第五号、第十八条の二、第二十六条の四及

）にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

三 業務区域

四 （同上）

（新設）

（第二十六條の五第一項において同じ。）を提供する電気通信事業を営もうとする場合にあっては、当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先

2 (略)

(登録の実施)

第十一条 総務大臣は、第九条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を電気通信事業者登録簿に登録しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(登録の更新)

第十二条の二 第九条の登録は、次に掲げる事由が生じた場合において、当該事由が生じた日から起算して三月以内にその更新を受けなかったときは、その効力を失う。

一 第九条の登録を受けた者が、第三十条第一項の規定により新たに指定をされたとき。

二 第九条の登録を受けた者が設置する電気通信設備が、第三十条第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。）

。

三 第九条の登録を受けた者が設置する電気通信設備が、第三十条第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設

五 (同上)

2 (同上)

(登録の実施)

第十一条 総務大臣は、第九条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次の事項を電気通信事業者登録簿に登録しなければならない。

一・二 (同上)

2 (同上)

(登録の更新)

第十二条の二 (同上)

(新設)

一 第九条の登録を受けた者が設置する電気通信設備が、第三十条第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。）又は第三十四条第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。）

(新設)

置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。）。

四 第九条の登録を受けた者（第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者たる法人又は第一種指定電気通信設備（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備をいう。以下第三十一条までにおいて同じ。）を設置する電気通信事業者たる法人である場合に限る。第四項第二号において同じ。）が、次のいずれかに該当するとき。

イ その特定関係法人（特定電気通信事業を営むものに限る。ロ及びハにおいて同じ。）と合併（合併後存続する法人が当該第九条の登録を受けた者である場合に限る。）をしたとき

ロ その特定関係法人から分割により特定電気通信事業の全部又は一部を承継したとき。

ハ その特定関係法人から特定電気通信事業の全部又は一部を譲り受けたとき。

五 第九条の登録を受けた者（第一種指定電気通信設備

又は第二種指定電気通信設備（第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備をいう。第四項第三号ハ及び第三十条第一項において同じ。）を設置する電気通信事業者たる法人である場合に限る。次号及び第七号において同じ。）が、次のいずれかに該当するとき。
イ その特定関係法人以外の者（特定電気通信設備を設置する者に限る。以下この項において同じ。）と合併（合併後存続

（新設）

二 第九条の登録を受けた者（第一種指定電気通信設備（第三十一条第二項に規定する第一種指定電気通信設備をいう。以下第三十一条までにおいて同じ。）又は第二種指定電気通信設備（第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備をいう。第四項第二号ハ及び第三十条第一項において同じ。）を設置する電気通信事業者たる法人である場合に限る。以下この項において同じ。）が、次のいずれかに該当するとき。
イ （同上）

する法人が当該第九条の登録を受けた者である場合に限る。
）をしたとき。

ロ その特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業（
特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気
通信事業に限る。ハ及び次号において同じ。）の全部又は一
部を承継したとき。

ハ その特定関係法人以外の者から電気通信事業の全部又は一
部を譲り受けたとき。

六 第九条の登録を受けた者の特定関係法人が、次のいずれかに
該当するとき（当該同条の登録を受けた者の特定関係法人が引
き続いて当該同条の登録を受けた者の特定関係法人である場合
に限る。）。

イ 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者（当
該同条の登録を受けた者を除く。ロ及びハにおいて同じ。）
と合併（合併後存続する法人が当該同条の登録を受けた者の
特定関係法人である場合に限る。）をしたとき。

ロ 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者から
分割により電気通信事業の全部又は一部を承継したとき。

ハ 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者から
電気通信事業の全部又は一部を譲り受けたとき。

七 第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者が、当該同
条の登録を受けた者の特定関係法人となつたとき。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。この場
合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする

ロ その特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業（
当該特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気
通信事業に限る。以下この項において同じ。）の全部又は一
部を承継したとき。

ハ （同上）

三 （同上）

イ （同上）

ロ （同上）

ハ （同上）

四 （同上）

2 （同上）

第十條第一項第三号及び第五号	第十一條第一項第二号	前条第一項		
営もうとする	(略)	各号	五 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でない」と認められる者	
営む	(略)	各号（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）	五 その電気通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有しないと認められる者 六 その電気通信事業を適確に遂行するに足りる体制の整備（第三十條第一項の規定により指定された電気通信事業者にあつては同条第三項の規定を遵守するための体制の整備、第十三條第二項に規定する第一種指定電気	

(新設)	(同上)	(同上)		
(新設)	(同上)	(同上)	(同上)	
(新設)	(同上)	(同上)	五 その電気通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有しないと認められる者 六 その電気通信事業を適確に遂行するに足りる体制の整備（第十三條第二項に規定する第一種指定電気	第三

		通信設備を設置する電気通信事業者にあつては、<u>第三十条第四項並びに第三十一条第一項、第二項及び第五項の規定を遵守するための体制の整備並びに同条第八項に規定する体制の整備を含む。</u>）が行われていないと認められる者 七 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でない<u>と認められる者</u>
3 (略)	4 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	一 特定関係法人 電気通信事業者たる法人との間に次に掲げる関係がある法人をいう。 イ 当該法人が当該電気通信事業者たる法人の子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。ロ及びハにおいて同じ。）であること。 ロ 当該電気通信事業者たる法人が当該法人の子会社等である

		通信設備を設置する電気通信事業者にあつては、<u>第三十一条第六項</u> に規定する体制の整備を含む。）が行われていないと認められる者 七 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でない<u>と認められる者</u>
3 (同上)	4 (同上)	一 (同上) イ (同上) ロ (同上)

こと。

ハ 当該法人が当該電気通信事業者たる法人を子会社等とする法人の子会社等（当該電気通信事業者たる法人及び当該電気通信事業者たる法人との間にイ又はロに掲げる関係がある法人を除く。）であること。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、政令で定める特殊の関係

二 特定電気通信事業 第九条の登録を受けた者が新たに営むこととなつた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信事業をいう。

三 特定電気通信設備 次に掲げる電気通信設備をいう。

イ 第一種指定電気通信設備

ロ その一端が利用者の電気通信設備（移動端末設備（利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。以下同じ。）を除く。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、その伝送路設備が設置される都道府県の区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合として第三十三条第一項の総務省令で定める方法により算定した割合が、同項の総務省令で定める割合を超えない範囲内で総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該伝送路設備を用いる電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて同項の総務省令で定めるものの総体（イに掲げ

ハ （同上）

ニ （同上）

（新設）

二 （同上）

イ （同上）

ロ （同上）

るものを除く。)のうち、総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する電気通信設備

ハ 第二種指定電気通信設備

ニ その一端が特定移動端末設備（総務省令で定める移動端末設備をいう。以下このニ及び第三十四条第一項において同じ。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が、同項の総務省令で定める割合を超えない範囲内で総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて同項の総務省令で定めるものの総体（ハに掲げるものを除く。）のうち、総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する電気通信設備

（変更登録等）

第十三条 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第九条の登録を受けた者が第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合において、当該指定により第十条第一項第三号に掲げる事項に変更が生じたときにおける前項の規定の適用については、同項中「を変更しようとするときは」とある

ハ （同上）
ニ （同上）

（変更登録等）

第十三条 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第三号又は第四号の事項 を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第九条の登録を受けた者が第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合において、当該指定により第十条第一項第三号の事項 に変更が生じたときにおける前項の規定の適用については、同項中「を変更しようとするときは」とある

のは、「に変更が生じたときは、第六百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から一月以内に」とする。

3 (略)

4 第十条第二項、第十一条及び第十二条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第十一条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第十二条第一項中「第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

5 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(電気通信事業の届出)

第十六条 電気通信事業を営もうとする者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

のは、「に変更が生じたときは、第六百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から一月以内に」とする。

3 (同上)

4 第十条第二項、第十一条及び第十二条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第十一条第一項中「次の事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第十二条第一項中「第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

5 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第一号、第二号若しくは第五号の事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(電気通信事業の届出)

第十六条 電気通信事業を営もうとする者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 (同上)

二 (同上)

三 業務区域及び次のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定める事項

イ 第十条第一項第三号イに規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合 第一号基礎的電気通信役務の種別ごとの当該第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域及び当該業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域

ロ 第十条第一項第三号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合 当該第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域及び当該業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域

四 電気通信設備の概要（第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）

五 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合にあつては、当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先

六 その他総務省令で定める事項

2 （略）

3 第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第百八十五条第一号を除き、以下同じ。）の届出をした者は、第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。

4 第一項の届出をした者は、同項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければ

三 業務区域

四 （同上）

（新設）

五 （同上）

2 （同上）

3 第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第百八十五条第一号を除き、以下同じ。）の届出をした者は、第一項第一号、第二号又は第五号の 事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。

4 第一項の届出をした者は、同項第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければ

ならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

5 第一項の届出をした者は、第四十一条第四項の規定により新たに指定をされたときは、総務省令で定めるところにより、その指定の日から一月以内に、第一項第四号に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。

6 第一項の届出をした者が第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合において、当該指定により第一項第三号に掲げる事項に変更が生じたときにおける第四項の規定の適用については、同項中「を変更しようとするときは」とあるのは、「に変更が生じたときは、第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から一月以内に」とする。

(基礎的電気通信役務台帳の公表)

第十八条の二 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、基礎的電気通信役務の区分(第一号基礎的電気通信役務又は第二号基礎的電気通信役務の別及び第一号基礎的電気通信役務にあつては、第一号基礎的電気通信役務の種別による区分をいう。)ごと及び地域単位区域ごとに、次に掲げる事項を記載した基礎的電気通信役務台帳を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一 当該地域単位区域の全部又は一部を当該基礎的電気通信役務の区分に属する基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含む電気通信事業者の氏名又は名称及び住所

二 前号に規定する電気通信事業者が同号に規定する基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他

ならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

5 第一項の届出をした者は、第四十一条第四項の規定により新たに指定をされたときは、総務省令で定めるところにより、その指定の日から一月以内に、第一項第四号の事項を総務大臣に届け出なければならない。

6 第一項の届出をした者が第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合において、当該指定により第一項第三号の事項に変更が生じたときにおける第四項の規定の適用については、同項中「を変更しようとするときは」とあるのは、「に変更が生じたときは、第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から一月以内に」とする。

(新設)

の連絡先

三 第一号に規定する電気通信事業者が次のイ又はロに掲げる行為をしようとする場合には、当該イ又はロに定める事項

イ 基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少（当該地域単位区域が減少後の基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれないこととなるものに限る。）
その減少の日その他総務省令で定める事項

ロ 基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の全部又は一部の休止又は廃止（基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少に係るもの及び利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定めるものを除く。）
その休止又は廃止の日その他総務省令で定める事項

四 その他総務省令で定める事項

（基礎的電気通信役務の届出契約約款）

第十九条 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件（第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第三項及び第二十五条第一項において同じ。）について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により届け出た契約約款（以下「届出契約約款」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該届出をした基礎的電気通信役務を提供する電気通信

（基礎的電気通信役務の届出契約約款）

第十九条 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件（第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第三項及び第二十五条第二項において同じ。）について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （同上）

事業者に対し、相当の期限を定め、当該届出契約約款を変更すべきことを命ずることができる。	一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき。	二 地域により異なる料金の額が定められているとき（総務省令で定める特別の事情がある場合を除く。）。	三 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき。	四 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。	五 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。	六 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものではないとき。	七 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき。	3 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出契約約款に定める料金その他の提供条件によらなければ当該基礎的電気通信役務を提供してはならない。	一 次項の規定により届出契約約款に定める当該基礎的電気通信役務の料金を減免する場合	二 当該基礎的電気通信役務 の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の場合
	一 （同上）	（新設）	二 （同上）	三 （同上）	四 （同上）	五 （同上）	六 （同上）	3 （同上）	一 （同上）	二 当該基礎的電気通信役務（第二号基礎的電気通信役務に限る。）の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の場合

意がある場合

4
(略)

(指定電気通信役務の保障契約款)

第二十条 指定電気通信役務(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によつて十分に提供されないことその他の事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、その提供する指定電気通信役務に関する料金その他の提供条件(第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第五項及び第二十五条第二項において同じ。)について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2
26 (略)

(特定電気通信役務の料金)

第二十一条 総務大臣は、毎年少なくとも一回、総務省令で定めるところにより、指定電気通信役務であつて、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるもの(以下「特定電気通信役務」という。)に関

意がある場合

4
(同上)

(指定電気通信役務の保障契約款)

第二十条 指定電気通信役務(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によつて十分に提供されないことその他の事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、その提供する指定電気通信役務に関する料金その他の提供条件(第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第五項及び第二十五条第三項において同じ。)について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2
26 (同上)

(特定電気通信役務の料金)

第二十一条 (同上)

する料金について、総務省令で定める特定電気通信役務の種別ごとに、能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができると認められる水準の料金を料金指数（電気通信役務の種別ごとに、料金の水準を表す数値として、通信の距離及び速度その他の区分ごとの料金額並びにそれらが適用される通信量、回線数等を基に総務省令で定める方法により算出される数値をいう。以下同じ。）により定め、その料金指数（以下「基準料金指数」という。）を、その適用の日の総務省令で定める日数前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知しなければならない。

2 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する特定電気通信役務に関する料金を変更しようとする場合において、当該変更後の料金の料金指数が当該特定電気通信役務に係る基準料金指数を超えるものであるときは、第十九条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があり、かつ、当該申請に係る変更後の料金が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないこと。

二 申請に係る特定電気通信役務が基礎的電気通信役務である場合において、地域により異なる料金の額が定められていること（第十九条第二項第二号の総務省令で定める特別の事情がある）

2
(同上)

3
(同上)

一
(同上)

(新設)

場合を除く。〕。

三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。	二 (同上)
四 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他の社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであること。	三 (同上)
4 総務大臣は、基準料金指数の適用後において、当該基準料金指数が適用される特定電気通信役務に関する料金の料金指数が当該基準料金指数を超えている場合は、当該基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があると認めるときを除き、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該特定電気通信役務に関する料金を変更すべきことを命ずるものとする。	4 (同上)
5 第一種指定電気通信設備であつた電気通信設備を設置している電気通信事業者が当該電気通信設備を用いて提供する電気通信役務（基礎的電気通信役務に限る。）に関する料金であつて第三十条第一項の規定による指定の解除の際現に第二項の規定により認可を受けているものは、届出契約約款に定める料金とみなす。	5 (同上)
6 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、第二項の規定により認可を受けるべき料金については、同項の規定により認可を受けた料金によらなければ当該特定電気通信役務を提供してはならない。ただし、次項の規定により当該特定電気通信役務の料金を減免する場合は、この限りでない。	6 (同上)
7 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、総務省令で定める基準に従い、第二項の規定により認可を受けた当該特定電気通信役務の料金を減免することができる。	7 (同上)

(提供義務)

第二十五条 (削る)

基礎的電気通信役務 を提供する電気通信事業者は、当該基礎的電気通信役務 の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合を除き、正当な理由がなければ、その業務区域における届出契約約款に定める料金その他の提供条件による当該基礎的電気通信役務 の提供を拒んではならない。

2) (略)

(電気通信業務の休止等の周知及び届出)

第二十六条の四 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、次の表の上欄に掲げる場合には、総務省令で定めるところにより、同表の中欄に規定する日の総務省令で定める一年以上の期間前までに、同表の下欄に掲げる者に対し、同表の中欄に掲げる事項を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。

一 基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少又は基礎的電気通信役務に用いられる電気通信回線設備の規模の縮小をしようとする場合	その業務区域の減少又はその電気通信回線設備の規模の縮小の日その他総務省令で定める事項	その業務区域の減少又はその電気通信回線設備の規模の縮小により影響を受ける基礎的電気通
---	--	--

(提供義務)

第二十五条 第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における当該第一号基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。

2) 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該第二号基礎的電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合を除き、正当な理由がなければ、その業務区域における届出契約約款に定める料金その他の提供条件による当該第二号基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。

3) (同上)

(新設)

(新設)

二 基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合（前号の上欄に掲げる場合を除く。）	その電気通信業務の休止又は廃止の日その他総務省令で定める事項	その電気通信業務の休止又は廃止により影響を受ける基礎的電気通信役務の利用者	信役務の利用者
---	--------------------------------	---------------------------------------	---------

2 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、前項の表の上欄に掲げる場合には、総務省令で定めるところにより、同表の中欄に規定する日の同項の総務省令で定める一年以上の期間前までに、同欄に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。ただし、同表第一号の上欄に規定する業務区域の減少について第十三条第一項の規定による変更登録を受けたとき又は第十六条第四項の規定による届出をしたときにおける当該業務区域の減少については、この限りでない。

（削る）

第二十六条の五 電気通信事業者は、電気通信業務（基礎的電気通信役務に係るものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る利用者に対し、利用者の利益を保護するために必要な事項として総務省令で定める事項を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、この限りでない。

（電気通信業務の休止及び廃止の周知）

第二十六条の四 電気通信事業者は、電気通信業務

の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る利用者に対し、利用者の利益を保護するために必要な事項として総務省令で定める事項を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、この限りでない。

2 前項本文の場合において、電気通信事業者は、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、同項の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

(電気通信業務の休止及び廃止に関する情報の公表)

第二十六条の六 総務大臣は、その保有する前条第二項の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止及び廃止に関する次に掲げる情報を整理し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一 第十八条第一項及び前条第二項の規定による届出に関して作成し、又は取得した情報

二 その他総務省令で定める情報

(業務の改善命令)

第二十九条 (略)

2 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気通信事業者が第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二十六条の四第一項、第二十六条の五第一項、第二十七条、第二十七条の二、第二十七条の四又は第二十七条の十二の規定に違反したとき 当該電気通信事業者

二 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき 当該電気通信事業者

2 (同上)

(電気通信業務の休止及び廃止に関する情報の公表)

第二十六条の五 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

(業務の改善命令)

第二十九条 (同上)

2 (同上)

一 電気通信事業者が第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二十六条の四第一項、第二十六条の五第一項、第二十七条、第二十七条の二、第二十七条の四又は第二十七条の十二の規定に違反したとき 当該電気通信事業者

二 (同上)

三 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者が第二十七条の八又は第二十七条の九の規定に違反したとき 当該電気通信事業者	四 第三号事業を営む者が第二十七条の十二の規定に違反したとき 当該第三号事業を営む者	(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者等の禁止行為等)	第三十条 (略)	2 (略)	3 第一項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。	一 次のイ又はロに掲げる情報をそれぞれ当該イ又はロに規定する	業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。	イ 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報	ロ 卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者及びその利用者に関する情報	二 当該電気通信事業者が法人である場合において、その電気通信業務について、当該電気通信事業者の特定関係法人(第十二条の二第四項第一号に規定する特定関係法人をいう。次条第十一項第一号において同じ。)である電気通信事業者であつて総
---	---	---	-----------------	--------------	--	---------------------------------------	---	--	--	--

三 (同上)	四 (同上)	(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者等の禁止行為等)	第三十条 (同上)	2 (同上)	3 (同上)	一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的のために利用し、又は提供すること。	(新設)	(新設)	二 当該電気通信事業者が法人である場合において、その電気通信業務について、当該電気通信事業者の特定関係法人(第十二条の二第四項第一号に規定する特定関係法人をいう。次条第十一項において同じ。)である電気通信事業者であつて総
---------------	---------------	---	------------------	---------------	---------------	--	-------------	-------------	---

務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること。 4 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。	務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること。 4 (同上)
一 次のイ又はロに掲げる情報をそれぞれ当該イ又はロに規定する業務の用に供する目的以外のために利用し、又は提供すること。 イ 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報 ロ 卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者及びその利用者に関する情報	一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外のために利用し、又は提供すること。 (新設)
二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。	二 (同上)
三 他の電気通信事業者(第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。)又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉すること。	三 (同上)
5・6 (略)	5・6 (同上)
第三十一条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(法人である場合に限る。以下この条において同じ。)の次の各号に掲げる者は、特定関係事業者の当該各号に定める者	第三十一条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(法人である場合に限る。以下この条において同じ。)の役員は、当該電気通信事業者の特定関係法人(当該電気通信事業者の子会

を兼ねてはならない。ただし、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。 一 取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この項及び第四項第一号において「取締役等」という。） 取締役等又は従業者 二 従業者 取締役等	2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、特定関係事業者の従業者（当該特定関係事業者の業務の運営において重要な役割を担う従業者として総務省令で定める要件に該当するものに限る。次項において「重要従業者」という。）を、当該電気通信事業者の業務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係の確保のためその公正な運営が特に必要なものとして総務省令で定めるものに従事させてはならない。	3 特定関係事業者は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務のうち前項の総務省令で定めるものに従事する者を、当該特定関係事業者の重要従業者として従事させてはならない。	4 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、その違反を是正するために必要な措置をとる
社、当該電気通信事業者を子会社とする会社又は当該会社の子会社（当該電気通信事業者を除く。）である電気通信事業者に限る。）であつて、その役員を兼ねた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務大臣が指定するもの（次項及び第百六十九条第二号において「特定関係事業者」という。）の役員を兼ねてはならない。	（新設）	（新設）	（新設）

べきことを命ずることができる。

一 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の取締役等又は従業者が第一項の規定に違反したとき 当該電気通信事業者又は特定関係事業者

二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が第二項の規定に違反したとき 当該電気通信事業者

三 特定関係事業者が前項の規定に違反したとき 当該特定関係事業者

5| 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

一 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

三 前二号に掲げるもののほか、特定関係事業者との間で行う電気通信業務に関する取引であつて、その条件が当該電気通信事業者の取引の通常 conditions に比して当該特定関係事業者に有利なものであることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定めるものを行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、他の電気通信事業者に比して特

2| (同上)

一 (同上)

二 (同上)

(新設)

(新設)

定関係事業者²に有利となる取引又は行為であつて、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれが大きいものとして総務省令で定めるもの³をすること。

6| 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社に委託する場合⁴には、当該委託に係る業務に関し前条第四項各号に掲げる行為及び前項各号に掲げる行為（同項ただし書の理由があるときにおいて行われる行為を除く。次項において同じ。）が行われないう、当該委託を受けた子会社に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

7| 総務大臣は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が第五項各号に掲げる行為を行つていと認めるとき、又は前項の委託を受けた子会社が前条第四項各号に掲げる行為若しくは第五項各号に掲げる行為を行つていと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、同項各号に掲げる行為の停止若しくは変更を命じ、又は当該委託を受けた子会社による同条第四項各号に掲げる行為若しくは第五項各号に掲げる行為を停止させ、若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（削る）

3|
（同上）

4| 総務大臣は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が第二項各号に掲げる行為を行つていと認めるとき、又は前項の委託を受けた子会社が前条第四項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行為を行つていと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、同項各号に掲げる行為の停止若しくは変更を命じ、又は当該委託を受けた子会社による同条第四項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行為を停止させ、若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5| 第一項、第三項及び前項に規定する「子会社」とは、法人がその総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。以下この項において同じ。）又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びそ

8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、総務省令で定めるところにより、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。	の「若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。」
9 前項に規定する体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。 一 第一種指定電気通信設備（これと一体として設置される電気通信設備を含む。）の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務を行う専任の部門（次号及び第三号において「設備部門」という。）を置くこと。 二 第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報の管理責任者を設備部門に置くこと。 三 第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務の実施状況を監視する部門を設備部門とは別に置くこと。	7 （同上） 一 （同上） 二 （同上） 三 （同上）
10 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、毎年、総務省令で定めるところにより、第五項、第六項及び第八項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関し総務省令で	8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、毎年、総務省令で定めるところにより、第二項、第三項及び第六項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関し総務省令で

定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

11 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定関係事業者 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人（当該電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする会社又は当該会社の子会社（当該電気通信事業者を除く。）である電気通信事業者に限る。）であつて、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の第一項各号に掲げる者が当該特定関係法人の当該各号に定める者を兼ねた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務大臣が指定するものをいう。

二 子会社 法人がその総株主（株主総会において決議をすることができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。以下この号において同じ。）又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。

（電気通信事業者による電気通信設備の自己確認）

第四十二条 （略）

2 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第十条第一項第四号又は第十六条第一項第四号に掲げる事項を変更しようとする

定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

（新設）

（電気通信事業者による電気通信設備の自己確認）

第四十二条 （同上）

2 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第十条第一項第四号又は第十六条第一項第四号の事項 を変更しようとする

るときは、当該変更後の第四十一条第一項に規定する電気通信設備（前項の総務省令で定めるものを除く。）が、同条第一項の総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。

3 7 （略）

（電気通信番号の使用及び電気通信番号計画）

第五十条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり、送信の場所と受信の場所とにあり、及びその間を接続する電気通信設備を識別し、又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために、次条第一項の認定を受けた電気通信番号使用計画（第五十条の六第一項の変更の認定があつたときは、変更後のもの。第五十一条において「認定電気通信番号使用計画」という。）に従つて次条第一項又は第五十条の十二の指定があつた電気通信番号（総務大臣が定める番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）を使用しなければならない。ただし、ドメイン名（第六十四条第二項第二号に規定するドメイン名をいう。）、アイ・ピー・アドレス（同項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。）その他の総務省令で定める番号、記号その他の符号を使用する場合は、この限りでない。

2 総務大臣は、次条第一項の認定（同項及び第五十条の十二の指定を含む。）その他の電気通信番号に係る事務の遂行に資するため、電気通信番号のほか、次に掲げる事項を記載した表（以下「電気通信番号計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したとき、又はこれに第五十条の十三の規定による記載をしたときも、同様

るときは、当該変更後の第四十一条第一項に規定する電気通信設備（前項の総務省令で定めるものを除く。）が、同条第一項の総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。

3 7 （同上）

（電気通信番号の使用及び電気通信番号計画）

第五十条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり、送信の場所と受信の場所とにあり、及びその間を接続する電気通信設備を識別し、又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために、次条第一項の認定を受けた電気通信番号使用計画（第五十条の六第一項の変更の認定があつたときは、変更後のもの。第五十一条において「認定電気通信番号使用計画」という。）に従つて次条第一項又は第五十条の十一の指定があつた電気通信番号（総務大臣が定める番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）を使用しなければならない。ただし、ドメイン名（第六十四条第二項第二号に規定するドメイン名をいう。）、アイ・ピー・アドレス（同項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。）その他の総務省令で定める番号、記号その他の符号を使用する場合は、この限りでない。

2 総務大臣は、次条第一項の認定（同項及び第五十条の十一の指定を含む。）その他の電気通信番号に係る事務の遂行に資するため、電気通信番号のほか、次に掲げる事項を記載した表（以下「電気通信番号計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したとき、又はこれに第五十条の十二の規定による記載をしたときも、同様

とする。

一〇三 (略)

3 電気通信番号計画は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして作成されなければならない。

一 電気通信番号により電気通信事業者及び利用者が電気通信設備の識別又は電気通信役務の種類若しくは内容の識別を明確かつ容易にできるようにすること。

二 電気通信役務の提供に必要な電気通信番号が十分に確保されるようにすること。

三 電気通信番号の変更ができるだけ生じないようにすること。

四 電気通信番号が公平かつ効率的に使用されるようにすること。

(電気通信番号使用計画の認定等)

第五十条の二 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとするときは、次に掲げる事項を記載した電気通信番号の使用に関する計画（以下「電気通信番号使用計画」という。）を作成し、当該電気通信番号使用計画が適当である旨の

総務大臣の

認定（当該電気通信番号使用計画に第二号に掲げる事項を記載した場合）には、利用者設備識別番号の指定を含む。以下この款において同じ。）を受けなければならない。

一〇四 (略)

2 前項の認定を受けようとする電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び電気通信番号使用計画並びに次条第一号から第四号までに該当しないこ

とする。

一〇三 (同上)

3 電気通信番号計画は、これにより次の事項が確保されるものとして作成されなければならない。

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

(電気通信番号使用計画の認定等)

第五十条の二 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとするときは、次に掲げる事項を記載した電気通信番号の使用に関する計画（以下「電気通信番号使用計画」という。）を作成し、当該電気通信番号使用計画が第五十条の四各号に掲げる要件に適合していることについて、総務大臣の

認定（当該電気通信番号使用計画に第二号に掲げる事項を記載した場合）には、利用者設備識別番号の指定を含む。以下この款において同じ。）を受けなければならない。

一〇四 (同上)

2 前項の認定を受けようとする電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び電気通信番号使用計画並びに

とを誓約する書面その他総務省令で定める添付書類を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 前号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 (略)

(欠格事由)

第五十条の三 次の各号のいずれかに該当する電気通信事業者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律、有線電気通信法若しくは電波法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条若しくは第二百四十六条の二若しくは組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第三条第一項（第十三号に係る部分に限る。）の規定（次条第二号において「詐欺罪等」という。）により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 第五十条の十の規定により前条第一項の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

総務省令で定める添付書類を総務大臣に提出しなければならない。

一 (同上)

二 (同上)

3 (同上)

(欠格事由)

第五十条の三 (同上)

一 この法律、有線電気通信法若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ

、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 (同上)

(新設)

四 法人又は団体であつて、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

五 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者

（認定の基準）

第五十条の四 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

一 申請に係る電気通信番号使用計画が、次に掲げる要件に適合すること。

イ 申請に係る電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なものであること。

ロ 申請に係る電気通信番号使用計画に第五十条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した場合には、申請に係る利用者設備識別番号が電気通信番号計画に照らし同項の指定をすることができものであること。

ハ イ又はロに掲げるもののほか、総務省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請をした者が、次に掲げる要件に適合すること。

イ 申請に係る利用者設備識別番号が電気通信役務を利用した詐欺罪等の罪に当たる行為の発生状況を勘案して総務省令で定める利用者設備識別番号に該当する場合には、申請をした者が、申請に係る利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれること。

ロ 申請をした者が、その提供する電気通信役務が詐欺罪等の

三 法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 （同上）

（認定の基準）

第五十条の四 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る電気通信番号使用計画（同項第二号に掲げる事項を記載した場合には、利用者設備識別番号を含む。）が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

一 申請に係る電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なものであること。

二 申請に係る利用者設備識別番号が電気通信番号計画に照らし第五十条の二第一項の指定をすることができものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める基準に適合するものであること。

罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件として総務省令で定める要件に該当しないこと。

(電気通信事業を営もうとする者等への適用)

第五十条の五 前三条(第五十条の二第三項を除く。)の規定は、電気通信事業を営もうとする者及び第百六十五条第一項に規定する地方公共団体についても適用する。この場合において、前条中「同項の」とあるのは、「第九条の登録又は第十六条第一項若しくは第百六十五条第一項の規定による届出を条件として、第五十条の二第一項の」とする。

(変更の認定等)

第五十条の六 (略)

2 第五十条の二第二項、第五十条の三(第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)及び第五十条の四の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、第五十条の二第二項中「次に」とあるのは「第一号に」と、「電気通信番号使用計画」とあるのは「電気通信番号使用計画(変更に係る部分に限る。)」と

読み替える

ものとする。

3 (略)

(卸電気通信役務を提供する際の確認義務)

第五十条の七 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、同項の指定を受けた利用者設備識別番号(第五十条の四第二号イの総務省令で定める利用者設備識別番号に該当するものに限る。以下この条において同じ。)を使用する卸電気通信役務の提

(電気通信事業を営もうとする者等への適用)

第五十条の五 前三条(第五十条の二第三項を除く。)の規定は、電気通信事業を営もうとする者及び第百六十五条第一項に規定する地方公共団体についても適用する。この場合において、前条中「同項の」とあるのは、「第九条の登録又は第十六条第一項若しくは第百六十五条第一項の規定による届出を条件として、第五十条の二第一項の」とする。

(変更の認定等)

第五十条の六 (同上)

2 第五十条の二第二項、第五十条の三(第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)及び第五十条の四の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、第五十条の二第二項中「次に」とあるのは「第一号に」と、「電気通信番号使用計画」とあるのは「電気通信番号使用計画(変更に係る部分に限る。)」と、第五十条の四中「同項第二号」とあるのは「第五十条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

3 (同上)

(新設)

供に関する契約の締結をし、又は更新をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該卸電気通信役務の提供の相手方が次の各号のいずれにも該当すること（当該相手方が使用することとなる利用者設備識別番号の数が総務省令で定める数以下である場合又は当該相手方との契約の更新をしようとする場合にあっては、第一号に該当すること）の確認をした後でなければ、これを行つてはならない。

一 次のイ又はロに掲げる当該相手方の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に該当すること。

イ ロに掲げる者以外の電気通信事業者 当該相手方の利用者設備識別番号の使用に係る電気通信番号使用計画が、第五十条の二第一項の認定を受けていること。

ロ 第五十条の二第三項の規定により同条第一項の認定を受けたものとみなされる電気通信事業者 当該相手方の利用者設備識別番号の使用に係る電気通信番号使用計画が、標準電気通信番号使用計画と同一であること。

二 当該相手方が、総務省令で定める期間以上継続して電気通信事業その他の事業を行っていることその他利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれる要件として総務省令で定める要件に該当すること。

（承継）

第五十条の八 第十七条第一項の規定による電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該電気通信事業者が第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者であつたときは、当該電気通信事業者の地位を承継した電気通信事業者は、同項の認定を

（承継）

第五十条の七 第十七条第一項の規定による電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該電気通信事業者が第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者であつたときは、当該電気通信事業者の地位を承継した電気通信事業者は、同項の認定を

受けた電気通信事業者の地位を承継する。ただし

、当該承継に係る電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該承継に係る電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該承継に係る電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が第五十条の三各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（認定の失効）

第五十条の九（略）

（認定の取消し）

第五十条の十 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第五十条の二第一項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたとき。

三 第五十条の三第一号、第二号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第四号又は第五号に該当するに至ったとき。

四 第五十条の四第二号口の総務省令で定める要件に該当するに至ったとき。

五 第五十一条の規定による命令に違反したとき。

受けた電気通信事業者の地位を承継する。ただし、当該電気通信事業者が第十六条第一項の規定による届出をした者である場合において、当該承継に係る電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該承継に係る電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該承継に係る電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が第五十条の三各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（認定の失効）

第五十条の八（同上）

（認定の取消し）

第五十条の九（同上）

一（同上）

二（同上）

三 第五十条の三各号（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

（新設）

四（同上）

(指定の失効等の場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等)

第五十条の十一 第五十条の二第一項の指定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当する場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

一 第五十条の九の規定により利用者設備識別番号の指定が失効したとき。

二 前条の規定により利用者設備識別番号の指定を取り消されたとき。

(利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定等)

第五十条の十二 (略)

(電気通信番号計画への記載)

第五十条の十三 総務大臣は、次に掲げる場合には、電気通信番号計画にその旨を記載するものとする。

一 第五十条の二第一項又は前条の規定により電気通信番号の指定をしたとき。

二 第五十条の六第一項の規定により電気通信番号の指定の変更があつたとき。

三 第五十条の八の規定により第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者の地位の承継があつたとき。

四 第五十条の九の規定により電気通信番号の指定が失効したとき。

五 第五十条の十又は前条の規定により電気通信番号の指定を取り消したとき。

六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事実が生じた

(指定の失効等の場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等)

第五十条の十 (同上)

一 第五十条の八の規定により利用者設備識別番号の指定が失効したとき。

二 (同上)

(利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定等)

第五十条の十一 (同上)

(電気通信番号計画への記載)

第五十条の十二 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 第五十条の七の規定により第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者の地位の承継があつたとき。

四 第五十条の八の規定により電気通信番号の指定が失効したとき。

五 第五十条の九又は前条の規定により電気通信番号の指定を取り消したとき。

六 (同上)

とき。

(秘密保持義務等)

第七十八条 (略)

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員(試験員を含む。)は、刑法
その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(第一種適格電気通信事業者の指定)

第一百八条 (略)

2 前項の規定による指定は、
通信役務の種別ごとに行う。

3 5 (略)

(第二号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定)

第一百十条の二 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、全国を総務省令で定める地域の単位に分けた区域(以下この項及び次項において「単位区域」という。)
(のうち次の各号のいずれにも該当するもの(同項各号のいずれにも該当するものを除く。))を第二号基礎的電気通信役務一般支援区域(以下「一般支援区域」という。)として指定することができる。

一 当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる費用の額から当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる収益の額を減じた額として総務省令で定める方法により算定した額が零を上回ること。

二 当該単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務(総務

(秘密保持義務等)

第七十八条 (同上)

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員(試験員を含む。)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(第一種適格電気通信事業者の指定)

第一百八条 (同上)

2 前項の規定による指定は、
通信役務の種別ごとに行う。

3 5 (同上)

(第二号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定)

第一百十条の二 (同上)

一 (同上)

二 当該単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務(総務

省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。)を提供している電気通信事業者(当該単位区域において当該第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が総務省令で定める期間を超える者に限り、当該第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少(当該単位区域が減少後の当該業務区域の範囲に含まれないこととなるものに限る。)について第二十六条の四第二項の規定による届出をした者その他総務省令で定める者を除く。)の数が一以下であること。

2-4 (略)

第三章 土地の使用等

第一節 電気通信事業の認定

第二節 認定電気通信事業者による土地の使用

(土地等の使用権)

第二百二十八条 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の用に供する線路及び空中線(主として一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は建物内(以下この項において「構内等」という。)にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。)並びにこれらの附属設備(以下この節及び第四百四十三条の二第一項において「線路」と総称する。)を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第二項に規定する行政財産、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条第三項に規定する行政財産その他政令で定めるもの(第四項

省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。)を提供している電気通信事業者(当該単位区域において当該第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が総務省令で定める期間を超える者に限り、

。)の数が一以下であること。

2-4 (同上)

第三章 (同上)

第一節 事業 の認定

第二節 土地 の使用

(土地等の使用権)

第二百二十八条 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の用に供する線路及び空中線(主として一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は建物内(以下この項において「構内等」という。)にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。)並びにこれらの附属設備(以下この節

において「線路」と総称する。)を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第二項に規定する行政財産、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条第三項に規定する行政財産その他政令で定めるもの(第四項

において「行政財産等」という。）を除く。以下「土地等」という。）を利用することが必要かつ適当であるときは、総務大臣の認可を受けて、その土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。）に対し、その土地等を使用する権利（以下「使用権」という。）の設定に関する協議を求めることができる。第三項の存続期間が満了した後において、その期間を延長して使用しようとするときも、同様とする。

2／8 （略）

第三節 鉄塔等提供事業の認定等

（事業の認定）

第四百十三条の二 電気通信事業の用に供する線路を設置するための鉄塔その他の総務省令で定める工作物（第三項第四号において「鉄塔等」という。）を電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業（以下この項及び第四百十三条の四第三号において「回線設置電気通信事業」という。）を営む電気通信事業者（第四百十三条の十三及び第五百七条の三において「回線設置電気通信事業者」という。）の回線設置電気通信事業の用に供する役務（以下この節において「鉄塔等提供役務」という。）を提供する事業（以下この節において「鉄塔等提供事業」という。）を営み、又は営もうとする者は、第四百十三条の十五において読み替えて準用する前節（第四百十条から前条までを除く。）の規定の適用を受けようとする場合には、申請により、その鉄塔等提供事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができる。

において「行政財産等」という。）を除く。以下「土地等」という。）を利用することが必要かつ適当であるときは、総務大臣の認可を受けて、その土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。）に対し、その土地等を使用する権利（以下「使用権」という。）の設定に関する協議を求めることができる。第三項の存続期間が満了した後において、その期間を延長して使用しようとするときも、同様とする。

2／8 （同上）

（新設）

-
- 2| 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、申請書及び鉄塔等提供役務を提供する業務（以下この節において「鉄塔等提供業務」という。）に関する規程（以下この節において「鉄塔等提供業務規程」という。）を総務大臣に提出しなければならない。
- 3| 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 1| 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2| 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所
- 3| 申請に係る鉄塔等提供事業の業務区域
- 4| 申請に係る鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔等の種類
- 5| 申請に係る鉄塔等提供事業に係る鉄塔等提供役務の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 6| その他総務省令で定める事項
- 4| 第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一| 事業計画書
- 二| 前項第五号に規定する相手方との鉄塔等提供役務の提供に関する契約の契約書の写し
- 三| その他総務省令で定める書類
- 5| 鉄塔等提供業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。
-

一 第一項の認定の申請に係る鉄塔等提供業務の実施体制及び実施方法に関する事項として総務省令で定める事項

二 第一項の認定の申請に係る鉄塔等提供役務に関する料金その他の提供条件に関する事項として総務省令で定める事項

(欠格事由)

第四百四十三条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律、有線電気通信法若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四百四十三条の十一第一項の規定により前条第一項の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者

(認定の基準)

第四百四十三条の四 総務大臣は、第四百四十三条の二第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。

一 申請に係る鉄塔等提供事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

二 申請に係る第四百四十三条の二第三項第五号に規定する相手方

に対する鉄塔等提供役務の提供に係る鉄塔等提供事業の計画が
確実かつ合理的であること。

三 申請に係る第百四十三条の二第三項第五号に規定する相手方
が回線設置電気通信事業を営むために必要とされる第九条の登
録若しくは第十三条第一項の変更登録を受けた者又は第十六条
第一項、第四項（同条第六項の規定により読み替えて適用する
場合を含む。）若しくは第五項の届出をした者であること。

四 申請に係る鉄塔等提供業務規程が次に掲げる要件に適合する
ものであること。

イ 第百四十三条の二第五項第一号に掲げる事項の内容が鉄塔
等提供業務の適正かつ確実な実施を確保するために十分なも
のであること。

ロ 第百四十三条の二第五項第二号に掲げる事項の内容が適正
かつ明確に定められていること。

（事業の開始の義務）

第百四十三条の五 第百四十三条の二第一項の認定を受けた者（以
下「認定鉄塔等提供事業者」という。）は、総務大臣が指定する
期間内に、同項の認定に係る鉄塔等提供事業（以下この節におい
て「認定鉄塔等提供事業」という。）を開始しなければならない
。

二 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、第百四十三条の
二第三項第三号の業務区域を区分して前項の規定による期間の指
定をすることができる。

三 総務大臣は、認定鉄塔等提供事業者から申請があつた場合にお
いて、正当な理由があると認めるときは、第一項の規定により指

定した期間を延長することができる。

- 4| 認定鉄塔等提供事業者は、認定鉄塔等提供事業（第二項の規定により業務区域を区分して第一項の規定による期間の指定があつたときは、その区分に係る認定鉄塔等提供事業）を開始したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（変更の認定等）

- 第四百四十三条の六 認定鉄塔等提供事業者は、第四百四十三条の第二項第三号から第五号までに掲げる事項の変更又は鉄塔等提供業務規程の変更（同条第五項各号に掲げる事項の変更に限る。第四項及び第七項において同じ。）をしようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2| 第四百四十三条の二第三項第三号から第五号までに掲げる事項の変更に係る前項の変更の認定を受けようとする認定鉄塔等提供事業者は、総務省令で定めるところにより、同条第三項第三号から第五号までに掲げる事項のうち変更に係るものの変更の内容を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 3| 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 1| その変更後の事業計画書
- 2| 第四百四十三条の二第三項第五号に規定する相手方の変更をしようとする場合にあつては、その変更後の相手方との鉄塔等提供役務の提供に関する契約の契約書の写し
- 3| その他総務省令で定める書類

- 4| 鉄塔等提供業務規程の変更に係る第一項の変更の認定を受けよ

うとする認定鉄塔等提供事業者は、総務省令で定めるところにより、第四百四十三条の二第五項各号に掲げる事項のうち変更に係るものの変更の内容を記載した申請書及びその変更後の鉄塔等提供業務規程を総務大臣に提出しなければならない。

5| 認定鉄塔等提供事業者は、第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

6| 第四百四十三条の三(第二号を除く。)及び第四百四十三条の四の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

7| 前条の規定は、第一項の場合(第四百四十三条の二第三項第三号の業務区域の減少の場合、同項第四号に掲げる事項の変更の場合及び鉄塔等提供業務規程の変更の場合を除く。)について準用する。この場合において、前条第一項中「第四百四十三条の二第一項の認定を受けた者(以下「認定鉄塔等提供事業者」という。)」とあるのは「次条第一項の変更の認定を受けた者」と、「認定に係る鉄塔等提供事業(以下この節において「認定鉄塔等提供事業」という。)」とあるのは「変更の認定に係る鉄塔等提供事業」と、同条第三項中「認定鉄塔等提供事業者」とあるのは「次条第一項の変更の認定を受けた者」と、同条第四項中「認定鉄塔等提供事業者は、認定鉄塔等提供事業」とあるのは「次条第一項の変更の認定を受けた者は、同項の変更の認定に係る鉄塔等提供事業」と、「認定鉄塔等提供事業」とあるのは「当該鉄塔等提供事業」と読み替えるものとする。

8| 認定鉄塔等提供事業者は、第四百四十三条の二第三項第一号、第二号又は第六号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、

その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（承継）

第四百十三条の七 認定鉄塔等提供事業者が死亡した場合においては、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議によりその認定鉄塔等提供事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人たる認定鉄塔等提供事業者の地位を承継する。

2| 前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内にその相続について総務大臣の認可を申請しない場合又は同項の相続人がしたその申請に対し認可をしない旨の処分があつた場合には、その期間の経過した時又はその処分があつた時に、その第四百十三条の二第一項の認定は、その効力を失う。

3| 認定鉄塔等提供事業者たる法人が合併又は分割（認定鉄塔等提供事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該認定鉄塔等提供事業の全部を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて認定鉄塔等提供事業者の地位を承継することができる。

4| 認定鉄塔等提供事業者が認定鉄塔等提供事業の全部の譲渡をしたときは、当該認定鉄塔等提供事業の全部を譲り受けた者は、総務大臣の認可を受けて認定鉄塔等提供事業者の地位を承継することができる。

5| 第四百十三条の二（第一項を除く。）、第四百十三条の三及び第四百十三条の四の規定は、前三項の認可について準用する。
（事業の休止）

第四百四十三条の八 認定鉄塔等提供事業者は、認定鉄塔等提供事業の全部又は一部を休止しようとするとき（認定鉄塔等提供事業の全部又は一部に係る鉄塔等提供役務の提供について、全ての相手方との当該提供に関する契約を終了しようとするときを含む。）は、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の休止の期間は、一年を超えてはならない。

（事業の廃止）

第四百四十三条の九 認定鉄塔等提供事業者は、認定鉄塔等提供事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、当該廃止の日の総務省令で定める日数前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（認定の失効）

第四百四十三条の十 認定鉄塔等提供事業者が認定鉄塔等提供事業の全部を廃止したときは、第四百四十三条の二第一項の認定は、その効力を失う。

（認定の取消し）

第四百四十三条の十一 総務大臣は、認定鉄塔等提供事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四百四十三条の二第一項の認定を取り消すことができる。

一 第四百四十三条の三各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 第四百四十三条の五第一項の規定により指定された期間（同条第三項の規定による期間の延長があつたときは、その延長後の期間）内に認定鉄塔等提供事業を開始しないとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、認定鉄塔等提供事業者がこの法

律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

- 2| 総務大臣は、前項の規定により第四百四十三条の二第一項の認定を取り消したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

（変更の認定の取消し）

- 第四百四十三条の十二 総務大臣は、第四百四十三条の六第一項の規定による変更の認定を受けた認定鉄塔等提供事業者が、同条第七項において読み替えて準用する第四百四十三条の五第一項の規定により指定された期間（第四百四十三条の六第七項において読み替えて準用する第四百四十三条の五第三項の規定による期間の延長があつたときは、その延長後の期間）内に第四百四十三条の六第一項の変更の認定に係る認定鉄塔等提供事業を開始しないときは、同項の変更の認定を取り消すことができる。

- 2| 総務大臣は、前項の規定により第四百四十三条の六第一項の変更の認定を取り消したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

（業務の実施等）

- 第四百四十三条の十三 認定鉄塔等提供事業者は、第四百四十三条の二第一項の認定に係る鉄塔等提供業務規程（第四百四十三条の六第一項の規定による変更の認定又は同条第五項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「認定鉄塔等提供業務規程」という。）に従つて第四百四十三条の二第一項の認定に係る鉄塔等提供業務を行わなければならない。

- 2| 総務大臣は、認定鉄塔等提供事業者の認定鉄塔等提供業務規程

が第四百十三条の四第四号イ又はロに掲げる要件に適合しないものとなつたと認めるときは、当該認定鉄塔等提供事業者に対し、当該認定鉄塔等提供業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3| 総務大臣は、認定鉄塔等提供事業者が第一項の規定に違反したときは、当該認定鉄塔等提供事業者に対し、回線設置電気通信事業者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その認定鉄塔等提供業務規程を遵守すべきことを命ずることができる。

4| 認定鉄塔等提供事業者は、回線設置電気通信事業者から認定鉄塔等提供事業に係る鉄塔等提供役務（以下「認定鉄塔等提供役務」という。）の提供に関する契約の締結の申入れを受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

一 当該申入れに係る契約の内容が認定鉄塔等提供業務規程（第四百十三条の二第五項第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）に適合しないとき。

二 前号に掲げる場合のほか、正当な理由があるとき。

5| 総務大臣は、回線設置電気通信事業者が認定鉄塔等提供事業者に対し認定鉄塔等提供役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず、当該認定鉄塔等提供事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該回線設置電気通信事業者から申立てがあつたときは、前項各号に掲げる場合に該当すると認めるとき及び第五百七条の三第三項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、当該認定鉄塔等提供事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。

第三十五条第三項から第十項までの規定は、認定鉄塔等提供役務の提供について準用する。この場合において、同条第三項中「電気通信事業者の」とあるのは「第四百四十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者の」と、「接続条件」とあるのは「提供の条件」と、「協定」とあるのは「契約」と、「電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者」とあるのは「認定鉄塔等提供事業者と契約を締結しようとする第四百四十三条の二第一項に規定する回線設置電気通信事業者」と、同項ただし書中「第五百五十五条第一項」とあるのは「第五百五十七条の三第三項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第四百四十三条の十三第五項」と、「接続条件」とあるのは「提供の条件」と、「協定」とあるのは「契約」と読み替えるものとする。

（事故の報告）

第四百四十三条の十四 認定鉄塔等提供事業者は、第四百四十三条の二第一項の認定に係る鉄塔等提供業務に関し、総務省令で定める重大な事故が生じた場合には、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

（土地の使用に関する規定の準用）

第四百四十三条の十五 前節（第四百四十条から第四百四十三条までを除く。）の規定は、認定鉄塔等提供事業者について準用する。この場合において、これらの規定（第二百二十八条第一項及び第二項ただし書並びに第三百三十三条第一項ただし書及び第二号並びに第五項を除く。）中「線路」とあるのは、「鉄塔等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百二十八条第 二項ただし書	第二百二十八条第 一項
線路	認定電気通信事業の 用に供する線路及び 空中線（主として一 の構内（これに準ず る区域内を含む。） 又は建物内（以下こ の項において「構内 等」という。）にい る者の通信の用に供 するため当該構内等 に設置する線路及び 空中線については、 公衆の通行し、又は 集合する構内等に設 置するものに限る。 ）並びにこれらの附 属設備（以下この節 及び第四百四十三条の 二第一項において「 線路」と総称する
回線設置電気通信事 業者（第四百四十三 条の二第一項に規定す る回線設置電気通信 事業者をいう。第百	認定鉄塔等提供事業 （第四百四十三条の五 第一項に規定する認 定鉄塔等提供事業を いう。第四百三十三 条第一項及び第四百三 十九条において同じ。 ）の用に供する鉄塔 等（第四百四十三条の 二第一項に規定する 鉄塔等をいう。以下 この節において同じ

第百三十三条第 一項	第百三十三条第 一項	
線路	認定電気通信事業の	
回線設置電気通信事	の 認定鉄塔等提供事業	三十三条第一項た し書及び第百三十六 条第三項において同 じ。の線路及び空 中線（主として一の 構内（これに準ずる 区域を含む。）又は 建物内（以下この 項において「構内等 」という。）にいる 者の通信の用に供す るため当該構内等に 設置する線路及び空 中線については、公 衆の通行し、又は集 合する構内等に設置 するものに限る。） 並びにこれらの附属 設備（第百三十三 条第一項ただし書及び 第二号において「線 路」と総称する。）

一項ただし書		業者の線路
第三百三十三条第一項第二号	その他の電気通信設備	を設置するために使用する鉄塔等
第三百三十三条第五項	仮線路	仮設の鉄塔等
第三百三十六条第三項	通信の	回線設置電気通信事業者の通信の
第三百三十九条	認定電気通信事業の	認定鉄塔等提供事業の

第百五十七条の三 回線設置電気通信事業者が認定鉄塔等提供事業

者に対し認定鉄塔等提供役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず、当該認定鉄塔等提供事業者がその協議に 응 じず、若しくは当該協議が調わないとき、又は当該契約の締結に 関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額若しくは提供の 条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わないときは 、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。 ただし、当事者が第四百十三条の十三第五項の申立て、同条第六 項において準用する第三十五条第三項の規定による裁定の申請又 は第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 第百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせん について準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五 条第一項若しくは第二項」とあるのは「第四百四十三条の十三第五 項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第六項において準用す る第三十五条第三項」と、「次条第一項」とあるのは「第百五十 七条の三第三項」と読み替えるものとする。

(新設)

3| 回線設置電気通信事業者と認定鉄塔等提供事業者との間において、認定鉄塔等提供役務の提供に関する契約の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第四百四十三条の十三第五項の申立て又は同条第六項において準用する第三十五条第三項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

4| 第五百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

(委員会への諮問)

第六十条 総務大臣は、次に掲げる事項については、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第三十五条第一項若しくは第二項の規定による電気通信設備の接続に関する命令、同条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の接続に関する裁定、第三十八条第一項の規定による電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する命令、同条第二項において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する裁定、第三十九条において準用する第三十五条第一項の規定による特定卸電気通信役務の提供に関する命令、第三十九条において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による卸電気通信役務の提供に関する裁定、第三十九条において準用する第三十八条第一項の規定による

(委員会への諮問)
第六十条 (同上)

一 第三十五条第一項若しくは第二項の規定による電気通信設備の接続に関する命令、同条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の接続に関する裁定、第三十八条第一項の規定による電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する命令、同条第二項において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する裁定、第三十九条において準用する第三十五条第一項の規定による特定卸電気通信役務の提供に関する命令、第三十九条において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による卸電気通信役務の提供に関する裁定、第三十九条において準用する第三十八条第一項の規定による

特定卸電気通信役務以外の卸電気通信役務の提供に関する命令、第二百二十八条第一項の規定による土地等の使用に関する認可、第二百二十九条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定、第三百三十八条第三項の規定による支障の除去に必要な措置に関する裁定、第四百四十三条の十三第五項の規定による認定鉄塔等提供役務の提供に関する命令、同条第六項において準用する第三百三十五条第三項若しくは第四項の規定による認定鉄塔等提供役務の提供に関する裁定、第四百四十三条の十五において準用する第二百二十八条第一項の規定による土地等の使用に関する認可、第四百四十三条の十五において準用する第二百二十九条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定又は第四百四十三条の十五において準用する第二百二十八条第三項の規定による支障の除去に必要な措置に関する裁定

二 第十九条第二項の規定による届出契約約款の変更の命令、第二十条第三項の規定による保障契約約款の変更の命令、第二十一条第四項の規定による特定電気通信役務の料金の変更の命令、第二十九条第一項の規定による業務の改善命令、第三十条第五項の規定による同条第三項若しくは第四項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十一条第四項の規定による同条第一項から第三項までの規定の違反を是正するために必要な措置をとるべきことの命令、同条第七項の規定による同条第五項各号に掲げる行為の停止若しくは変更の命令若しくは第三十条第四項各号若しくは第三十一条第五項各号に掲げる行為を停止させ若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことの命令、第三十三条第六項の規定による接続約款の変更の認可

特定卸電気通信役務以外の卸電気通信役務の提供に関する命令、第二百二十八条第一項の規定による土地等の使用に関する認可、第二百二十九条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定又は第三百三十八条第三項の規定による支障の除去に必要な措置に関する裁定

二 第十九条第二項の規定による届出契約約款の変更の命令、第二十条第三項の規定による保障契約約款の変更の命令、第二十一条第四項の規定による特定電気通信役務の料金の変更の命令、第二十九条第一項の規定による業務の改善命令、第三十条第五項の規定による同条第三項若しくは第四項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十一条第四項の規定による同条第二項各号

に掲げる行為の停止若しくは変更の命令若しくは第三十条第四項各号若しくは第三十一条第二項各号に掲げる行為を停止させ若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことの命令、第三十三条第六項の規定による接続約款の変更の認可

可の申請の命令、同条第八項の規定による接続約款の変更の命令、第三十四条第三項の規定による接続約款の変更の命令、第三十六条第三項の規定による計画の変更の勧告、第三十八条の二第四項の規定による業務の改善命令、第三十九条の三第二項の規定による業務の改善命令、第四十四条の五の規定による電気通信設備統括管理者の解任命令又は第二百二十一条第二項の規定による業務の改善命令

(聴聞の特例)

第百六十一条 総務大臣は、第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十七条の七、第二十九条、第三十条第五項、第三十一条第四項若しくは第七項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)(若しくは第二項、第三十八条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。))、第三十八条の二第四項、第三十九条の三第二項、第四十四条の二、第五十一条、第七十三条の四、第二百二十一条第二項又は第四百十三条の十三第二項、第三項若しくは第五項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見の陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2・3 (略)

(適用除外等)

第百六十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は同項各

可の申請の命令、同条第八項の規定による接続約款の変更の命令、第三十四条第三項の規定による接続約款の変更の命令、第三十六条第三項の規定による計画の変更の勧告、第三十八条の二第四項の規定による業務の改善命令、第三十九条の三第二項の規定による業務の改善命令、第四十四条の五の規定による電気通信設備統括管理者の解任命令又は第二百二十一条第二項の規定による業務の改善命令

(聴聞の特例)

第百六十一条 総務大臣は、第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十七条の七、第二十九条、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)(若しくは第二項、第三十八条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。))、第三十八条の二第四項、第三十九条の三第二項、第四十四条の二、第五十一条、第七十三条の四又は第二百二十一条第二項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見の陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2・3 (同上)

(適用除外等)

第百六十四条 (同上)

2 (同上)

3 第一項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は同項各

号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信について、第二十七条の十二、第二十九条第二項（第四号に係る部分に限る。）、第五百五十七条の二、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條（第三号中第二十九條第二項に係る部分に限る。）、及び第六十八條（第十八号中第六十六條第一項に係る部分に限る。）の規定は第三号事業を営む者について、それぞれ適用する。

4・5（略）

（報告及び検査）

第六十六條 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者、第三号事業を営む者、媒介等業務受託者若しくは認定鉄塔等提供事業者に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者、第三号事業を営む者、媒介等業務受託者若しくは認定鉄塔等提供事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備（電気通信事業者又は第三号事業を営む者の事業場に立ち入る場合に限る。）、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・8（略）

（電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価等）

第六十七條の三 総務大臣は、毎年、電気通信技術の発達及び電気通信役務に関する需給の動向その他の事情を勘案して、電気通信事業者（第三号事業を営む者を含む。以下この項において同じ。）間の競争の状況及びこの法律又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられ

号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信について、第二十七条の十二、第二十九条第二項（第四号に係る部分に限る。）、第五百五十七条の二、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條（第三号中第二十九條第二項に係る部分に限る。）、及び第六十八條（第十七号中第六十六條第一項に係る部分に限る。）の規定は第三号事業を営む者について、それぞれ適用する。

4・5（同上）

（報告及び検査）

第六十六條 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者、第三号事業を営む者若しくは媒介等業務受託者に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者、第三号事業を営む者若しくは媒介等業務受託者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備（電気通信事業者又は第三号事業を営む者の事業場に立ち入る場合に限る。）、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・8（同上）

（新設）

る措置の実施状況について調査を行い、その結果に基づき、電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて評価を行うものとする。

2| 総務大臣は、前項の規定による調査及び評価を行おうとするときは、当該調査及び評価の実施に関する方針を定め、総務省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

3| 総務大臣は、第一項の規定による調査及び評価を行ったときは、総務省令で定めるところにより、その結果を公表するものとする。

4| 総務大臣は、第一項の規定による評価の結果を、この法律又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づく命令の制定又は改廃その他のこれらの法律の適正な運用に活用するものとする。

(民法の特例)

第百六十七条の四 (略)

(審議会等への諮問)

第百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下この条及び次条において単に「審議会等」という。)に諮問しなければならない。

ただし、審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第二十一条第二項の規定による特定電気通信役務に関する料金
金の認可、第三十三条第二項の規定による接続約款の認可、同条第十項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する

(民法の特例)

第百六十七条の三 (同上)

(審議会等への諮問)

第百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの

に諮問しなければならない。

ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 (同上)

る協定の認可、第百八条第一項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定、第百九条第一項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可、第百十条第二項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可、第百十条の三第一項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定、第百十条の四第一項の規定による第二種交付金の額及び交付方法の認可、第百十条の五第二項において準用する第百十条第二項の規定による第二種負担金の額及び徴収方法の認可又は第百十六条第一項において準用する第七十九条第一項の規定による支援業務規程の認可

二 第十二条の二第四項第三号ロ若しくは二の規定による電気通信設備の指定、第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定、第二十六条第一項各号の規定による電気通信役務の指定、第二十七条の三第一項の規定による移動電気通信役務の指定若しくは電気通信事業者の指定、第二十七条の五、第三十条第一項若しくは第三項第二号若しくは第四十一条第四項の規定による電気通信事業者の指定、第三十一条第十一項第一号の規定による同号に規定する特定関係事業者の指定、第三十三条第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定、第三十四条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定、第五十条第二項の規定による電気通信番号計画の作成、第五十条の二第三項の規定による標準電気通信番号使用計画の制定、第百六十四条第一項第三号の規定による同号ロ若しくはハに掲げる電気通信役務を提供する者の指定、第百六十七条の三第一項の規定による同項に規定する電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについての評価又は同条第二項の規定に

二 第十二条の二第四項第二号ロ若しくは二の規定による電気通信設備の指定、第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定、第二十六条第一項各号の規定による電気通信役務の指定、第二十七条の三第一項の規定による移動電気通信役務の指定若しくは電気通信事業者の指定、第二十七条の五、第三十条第一項若しくは第三項第二号若しくは第四十一条第四項の規定による電気通信事業者の指定、第三十一条第一項の規定による

特定関係事業者の指定、第三十三条第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定、第三十四条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定、第五十条第二項の規定による電気通信番号計画の作成、第五十条の二第三項の規定による標準電気通信番号使用計画の制定又は第百六十四条第一項第三号の規定による同号ロ若しくはハに掲げる電気通信役務を提供する者の指定

による調査及び評価の実施に関する方針の策定

三 第一百十條第一項又は第一百十條の五第一項の規定による政令の制定又は改廃の立案

四 第二條第七号イ、第七條各号、第八條第三項、第九條第一号、第十條第一項第三号イ若しくはロ（第十二條の二第二項において準用する場合を含む。）、第十二條の二第四項第二号若しくは第三号ロ若しくはハ、第十九條第二項第二号、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十四条第一号ロ、第二十六条第一項（第七十三條の三において準用する場合を含む。）、第二十六條の二第一項、第二十六條の三第一項若しくは第三項ただし書、第二十六條の四第一項、第二十六條の五、第二十七條の二（第一号を除き、第七十三條の三において準用する場合を含む。）、第二十七條の三第一項若しくは第二項（第七十三條の三において準用する場合を含む。）、第二十七條の五、第三十条第一項若しくは第六項、第三十一条第一項ただし書、第二項、第五項ただし書若しくは第三号若しくは第四号、第八項若しくは第十項、第三十二條第三号、第三十三條第一項、第三項、第四項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四條第一項、第三項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号、第五項若しくは第六項、第三十六條第一項若しくは第二項、第三十八條の二第一項から第三項まで、第三十九條の三第三項、第四十一条第一項から第五項まで、第四十五條第一項ただし書、第五十條の二第一項第四号、第五十條の四第一号ハ若しくは第二号イ若しくはロ、第五十條の七、第五十條の十一、第五十二條第一項、第七十

三 （同上）

四 第二條第七号イ、第七條各号、第八條第三項、第九條第一号、第十二條の二第四項第二号ロ若しくはハ

、第二十條第一項、第二十一条第一項、第二十四条第一号ロ、第二十六条第一項（第七十三條の三において準用する場合を含む。）、第二十六條の二第一項、第二十六條の三第一項若しくは第三項ただし書、第二十六條の四、第二十七條の二（第一号を除き、第七十三條の三において準用する場合を含む。）、第二十七條の三第一項若しくは第二項（第七十三條の三において準用する場合を含む。）、第二十七條の五、第三十条第一項若しくは第六項、第三十一条第二項ただし書、第六項若しくは第八項、第三十二條第三号、第三十三條第一項、第三項、第四項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四條第一項、第三項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号、第五項若しくは第六項、第三十六條第一項若しくは第二項、第三十八條の二第一項から第三項まで、第三十九條の三第三項、第四十一条第一項から第五項まで、第四十五條第一項ただし書、第五十條の二第一項第四号、第五十條の四第三号、第五十條の十、第五十二條第一項、第七十

条第一項第一号、第八十七条第一項第二号、第一百七十七条第二号、第八十八条第一項各号若しくは第三項、第九十九条第一項から第三項まで、第一百十条第一項ただし書若しくは第二項（第一百十条の五第二項において準用する場合を含む。）、第一百十条の二第一項若しくは第二項、第一百十条の三第一項第一号、第一百十条の四第一項、第三項若しくは第四項、第一百十条の五第一項、第一百四十条の九又は第六十四条第二項第一号、第四号若しくは第五号の規定による総務省令の制定又は改廃

（勧告）

第六十九條の二 審議會等は、前条各号に掲げる事項に関し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

2| 総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。

3| 総務大臣は、第一項の勧告に基づき講じた措置について審議會等に報告しなければならない。

（聴聞の特例）

第七十條 第十四條第一項、第四十七條（第七十二条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条の十、第七十七條第三項（第一百十六條第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十六條第一項、第二百二十七條第一項、第二百四十三條の十一第一項又は第二百四十三條の十二第一項の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

（意見の申出）

条第一項第一号、第八十七条第一項第二号、第一百七十七条第二号、第八十八条第一項各号若しくは第三項、第九十九条第一項から第三項まで、第一百十条第一項ただし書若しくは第二項（第一百十条の五第二項において準用する場合を含む。）、第一百十条の二第一項若しくは第二項、第一百十条の三第一項第一号、第一百十条の四第一項、第三項若しくは第四項、第一百十条の五第一項
又は第六十四條第二項第一号、第四号若しくは第五号の規定による総務省令の制定又は改廃

（新設）

（聴聞の特例）

第七十條 第十四條第一項、第四十七條（第七十二条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条の九、第七十七條第三項（第一百十六條第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十六條第一項又は第二百二十七條第一項

の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

（意見の申出）

第一百七十二条 電気通信事業者の電気通信役務若しくは認定鉄塔等提供事業者の認定鉄塔等提供役務に関する料金その他の提供条件又は電気通信事業者、媒介等業務受託者若しくは認定鉄塔等提供事業者の業務の方法に関し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる。

2 (略)

(事務の区分)

第一百七十六条 第三十条第二項及び第三項（これらの規定を第三十八条第四項（第四十三条の十五において準用する場合を含む。）及び第四百四十三条の十五において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第一百七十八条 第二十五条第一項又は第二項の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだときは、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反して第十条第一項第三号若しくは第四号に掲げる事項を変更したとき、又は第十三条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反して変更登録を受けなかったとき。

二 第十九条第三項、第二十条第五項又は第二十一条第六項の規定に違反して電気通信役務を提供したとき。

第一百七十二条 電気通信事業者の電気通信役務

に関する料金その他の提供条件

又は電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者

の業務の方法に関し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる。

2 (同上)

(事務の区分)

第一百七十六条 第三十条第二項及び第三項（これらの規定を第三十八条第四項

において準用する場合を含む。）

の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第一百七十八条 第二十五条第一項から第三項までの規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだときは、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十六条 (同上)

一 第十三条第一項の規定に違反して第十条第一項第三号若しくは第四号の事項 を変更したとき、又は第十三条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反して変更登録を受けなかったとき。

二 (同上)

三 第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十七条の七第一項若しくは第二項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第五項、第三十一条第四項若しくは第七項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第三十八条の二第四項、第三十九条の三第二項、第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の五、第五十一条、第七十三条の四、第二百二十一条第二項又は第四百三十三条の十三第二項、第三項若しくは第五項の規定による命令又は処分に違反したとき。

四〇九（略）

第百八十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで同条第一項第三号若しくは第四号に掲げる事項を変更し、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は同条第五項若しくは同条第六項の規定により読み替えて適用する同条第四項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。

二（略）

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項、第十八条第一項、第二十六条の四第二項、第二十六条の五第二項、第二十七条の六第一項若しくは第二項

三 第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十七条の七第一項若しくは第二項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第三十八条の二第四項、第三十九条の三第二項、第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の五、第五十一条、第七十三条の四又は第二百二十一条第二項の規定による命令又は処分に違反したとき。

四〇九（同上）

第百八十七条（同上）

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで同条第一項第三号若しくは第四号の事項 を変更し、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は同条第五項若しくは同条第六項の規定により読み替えて適用する同条第四項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。

二（同上）

第百八十八条（同上）

一 第十七条第二項、第十八条第一項、第二十六条の四第二項、第二十六条の五第二項、第二十七条の六第一項若しくは第二項

、第二十七条の十第二項、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十八条の二第一項、第四十二条第三項（同条第四項から第六項（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）までにおいて準用する場合を含む。）、第四十四条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第三項、第四十四条の三第二項、第四十五条第二項、第七十三条の二第三項若しくは第四項、第百八条第三項、第百二十条第四項（第百二十二条第四項において準用する場合を含む。）、第百二十四条第一項、第百四十三条の五第四項（第百四十三条の六第七項において準用する場合を含む。）、第百四十三条の八第一項又は第百四十三条の九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十九条第一項

又は第二十条第一項の規定による届出をしなかつたとき。

三 第二十二条又は第三十三条第十二項の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をしたとき。

四 第二十三条第一項の規定に違反したとき。

五 第二十六条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付したとき。

六 第二十八条第一項又は第三十一条第十項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第三十三条第十一項、第三十四条第五項又は第百八条第三項の規定に違反して継続款を公表しなかつたとき。

八 第三十六条第二項の規定に違反して計画を公表しなかつたと

、第二十七条の十第二項、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十八条の二第一項、第四十二条第三項（同条第四項から第六項（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）までにおいて準用する場合を含む。）、第四十四条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第三項、第四十四条の三第二項、第四十五条第二項、第七十三条の二第三項若しくは第四項、第百八条第三項、第百二十条第四項（第百二十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第百二十四条第一項

の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十九条第一項（第二号基礎的電気通信役務に係る部分に限る。）又は第二十条第一項の規定による届出をしなかつたとき。

三 （同上）

四 （同上）

五 （同上）

六 第二十八条第一項又は第三十一条第八項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 （同上）

八 （同上）

九	第六十三条第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。	九 (同上)
十	第六十三条第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかったとき。	十 (同上)
十一	第八十五条の十、第九十六条(第百三条において準用する場合を含む。)又は第百十六条の五の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは記録せず、若しくは帳簿に虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかったとき。	十一 (同上)
十二	第八十五条の十二第一項の規定による届出をしないで講習事務を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。	十二 (同上)
十三	第九十二条第一項(第百三条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。	十三 (同上)
十四	第九十九条第一項(第百三条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで業務を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。	十四 (同上)
十五	第百十六条の三第三項の規定に違反してその名称中に認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の特定会員と誤認されるおそれのある文字を用いたとき。	十五 (同上)
十六	第百四十一条第四項又は第百四十三条の規定に違反したとき。	十六 (同上)
十七	第百四十三条の十四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。	(新設)
十八	第百六十六条第一項、第二項(同条第三項において準用す	十七 (同上)

る場合を含む。)若しくは同条第五項において準用する同条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十九 第六十七条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

第百九十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一・二 (略)

(削る)

附 則

(施行期日)

第一条 (略)

(削る)

(公衆電気通信法の廃止)

第二条 (略)

(経過措置)

第三条 (略)

2 (略)

(削る)

十八 (同上)

第百九十一条 (同上)

一・二 (同上)

三 第三十一条第一項の規定に違反して役員を兼ねた者

附 則

(施行期日)

第一条 (同上)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行の日から三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(公衆電気通信法の廃止)

第三条 (同上)

(経過措置)

第四条 (同上)

2 (同上)

3 日本電電及び国際電電は、前二項に規定する事業に関し、郵政省令で定める事項を施行日から一月以内に、郵政大臣に届け出な

(削る)

ければならない。

第五条 電報の事業（配達の業務を含む。以下この条において同じ。）は、当分の間、電気通信事業とみなし、当該事業に係る業務のうち受付及び配達の業務については、東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。次項及び附則第九条第二項において同じ。）、西日本電信電話株式会社（同法第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。次項及び附則第九条第二項において同じ。）及び電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号）第一条の規定による廃止前の国際電信電話株式会社法（昭和二十七年法律第三百一号）により設立された国際電信電話株式会社の電気通信事業者の地位を承継した者（以下この条において「国際電電承継人」という。）のみがこれを行うことができる。この場合において、電報の事業については、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百二十五号）第二条の規定による改正前のこの法律（以下この条において「旧法」という。）の規定（第十六条、第十七条及び附則第五条第一項の規定を除き、罰則を含む。次項において同じ。）はなお効力を有する。

2 前項の場合において、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び国際電電承継人（以下この条において「東日本電信電話株式会社等」という。）が行う電報の取扱いの役務は旧法第二条第三号に規定する電気通信役務とみなし、当該役務の提供

第四条・第五条 (略)

(削る)

第六条 (略)

2 施行日以後に日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社と締結した契約に基づく権利及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）の施行の日以後に同条第二項に規定する東日本電信電話株式会社又は同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社と締結する契約に基づく権利であつて、前項の電話加入権

の業務は旧法第二条第六号に規定する電気通信業務とみなし、東日本電信電話株式会社等が行う電報の事業は旧法第六条第二項に規定する第一種電気通信事業とみなして、前項の規定によりなお効力を有するものとされる旧法の規定を適用する。

3 東日本電信電話株式会社等は、旧法第十五条第一項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、電報の事業に係る業務の一部を委託することができる。

4 前三項に規定するもののほか、電報の取扱いに係る業務又は役務に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第六条・第七条 (同上)

第八条 附則第四条第一項又は第二項の規定により第九条第一項の許可を受けたものとみなされた第一種電気通信事業に係る電気通信役務の提供に関しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電報及び国際電報は、施行日から二月以内に、その認可の申請をしなければならない。

2 日本電報及び国際電報は、施行日から前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、従前の条件でその電気通信役務を提供することができる。

第九条 (同上)

2 施行日以後に日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社と締結した契約に基づく権利及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）の施行の日以後に
東日本電信電話株式会社又は
西日本電信電話株式会社と締結する契約に基づく権利であつて、前項の電話加入権

に相当するものとして総務省令で定める要件に該当するものについては、旧公衆法第三十八条から第三十八条の三までの規定が同項の規定によりなおその効力を有する間は、同項の電話加入権に關して適用されるこれらの規定の例による。

第七条 (略)

(削る)

(削る)

第八条 〓第十四条 (略)

(政令への委任)

第十五条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

に相当するものとして総務省令で定める要件に該当するものについては、旧公衆法第三十八条から第三十八条の三までの規定が同項の規定によりなおその効力を有する間は、同項の電話加入権に關して適用されるこれらの規定の例による。

第十条 (同上)

第十一条 日本電電又は国際電電についての第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「事業の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後、遅滞なく」とする。

第十二条 第四十四条第一項の規定は、日本電電又は国際電電については、施行日から六月間は、適用しない。

第十三条 〓第十九条 (同上)

(政令への委任)

第二十条 附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

改 正 案	現 行
（基礎的電気通信役務の提供） 第七条 基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき次に掲げる電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。 一 （略） 二 高速データ伝送電気通信役務（その一端が利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備であつて、符号、音響又は影像を高速で送信し、及び受信することが可能なもの（専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として総務省令で定めるものを除く。）を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務をいう。第百十條の六第一項において同じ。）であつて総務省令で定めるもの（以下「第二号基礎的電気通信役務」という。） 第十条 前条の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 一 四 （略） 五 基礎的電気通信役務（第三号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限	（基礎的電気通信役務の提供） 第七条 （同上） 一 （同上） 二 高速データ伝送電気通信役務（その一端が利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備であつて、符号、音響又は影像を高速で送信し、及び受信することが可能なもの（専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として総務省令で定めるものを除く。）を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務をいう。第百十條の五第一項において同じ。）であつて総務省令で定めるもの（以下「第二号基礎的電気通信役務」という。） 第十条 （同上） 一 四 （同上） 五 基礎的電気通信役務（第三号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限

（傍線部分は改正部分）

る。第十六条第一項第五号、第十八条の二、第二十五条の二、第二十五条の三、第二十六条の四、第二十六条の五第一項並びに第一百七十八条第二号及び第三号において同じ。）を提供する電気通信事業を営もうとする場合にあっては、当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先

六（略）

2（略）

（基礎的電気通信役務台帳の公表）

第十八条の二 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、基礎的電気通信役務の区分（第一号基礎的電気通信役務又は第二号基礎的電気通信役務の別及び第一号基礎的電気通信役務にあつては、第一号基礎的電気通信役務の種別による区分をいう。第二十五条の二第三項第四号において同じ。）ごと及び地域単位区域ごとに、次に掲げる事項を記載した基礎的電気通信役務台帳を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一〇四（略）

（基礎的電気通信役務の届出契約約款）

第十九条 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件（第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第三項、第二十五条第一項及び第二十五条の二第一項において同じ。）について契約約款を定め、総務省令で定めるところによ

る。第十六条第一項第五号、第十八条の二、第二十六条の四及び第二十六条の五第一項

において同じ。）を提供する

電気通信事業を営もうとする場合にあっては、当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先

六（同上）

2（同上）

（基礎的電気通信役務台帳の公表）

第十八条の二 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、基礎的電気通信役務の区分（第一号基礎的電気通信役務又は第二号基礎的電気通信役務の別及び第一号基礎的電気通信役務にあつては、第一号基礎的電気通信役務の種別による区分をいう

。ごと及び地域単位区域ごとに、次に掲げる事項を記載した基礎的電気通信役務台帳を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一〇四（同上）

（基礎的電気通信役務の届出契約約款）

第十九条 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件（第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第三項及び第二十五条第一項において同じ。）について契約約款を定め、総務省令で定めるところによ

り、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを
変更しようとするときも、同様とする。

- 2 総務大臣は、前項の規定により届け出た契約約款（以下「届出
契約約款」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認める
ときは、当該届出をした基礎的電気通信役務を提供する電気通信
事業者に対し、相当の期限を定め、当該届出契約約款を変更すべ
きことを命ずることができる。

一〇七 （略）

八 最終保障電気通信事業者（第二十五条の二第三項第一号に規
定する最終保障電気通信事業者をいう。）の届出契約約款にあ
つては、最終保障電気通信役務（第二十五条の三第四項に規定
する最終保障電気通信役務をいう。以下この号において同じ。
）の提供の終了に関する事項その他の最終保障電気通信役務の
提供に関し利用者の利益を保護するために必要な事項として総
務省令で定める事項が適正かつ明確に定められていないとき。

3・4 （略）

（基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者等の提供義務）
第二十五条 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当
該基礎的電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件に
ついて別段の合意がある場合を除き、経営上の理由（当該基礎的
電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益及び当該提供
に要すると見込まれる費用の額その他の事情を勘案して当該提供
をしないことが経営上合理的であることをいう。次条第一項及び
第二項ただし書において同じ。）又はその他の正当な理由がなけ
れば、その業務区域における届出契約約款に定める料金その他の

り、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを
変更しようとするときも、同様とする。

2 （同上）

一〇七 （同上）

（新設）

3・4 （同上）

（提供義務）

第二十五条 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当
該基礎的電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件に
ついて別段の合意がある場合を除き、

正当な理由がなけ
れば、その業務区域における届出契約約款に定める料金その他の

提供条件による当該基礎的電気通信役務の提供を拒んではなら
ない。

2
(略)

(最終保障電気通信事業者の提供義務)

第二十五条の二 最終保障電気通信事業者は、その最終保障業務区
域において、当該最終保障業務区域に係る基礎的電気通信役務の
届出契約約款に定める料金その他の提供条件による基礎的電気通
信役務の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係
る提供場所において当該基礎的電気通信役務に係る同一区分基礎
的電気通信役務を提供する区域内電気通信事業者がいないときは
、経営上の理由がある場合であつても、当該同一区分基礎的電気
通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供を開始しな
ければならない。ただし、当該提供の求めをした者がこれを拒ん
だ場合又は当該提供場所の特殊性その他の事情に照らして特にや
むを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 最終保障電気通信事業者は、区域内電気通信事業者により前項
に規定する提供の求めに係る提供場所において当該同一区分基礎
的電気通信役務が提供されるまでは、同項の規定により開始した
基礎的電気通信役務の提供を継続しなければならない。ただし、
当該基礎的電気通信役務の提供の相手方の同意がある場合又は正
当な理由（経営上の理由を除く。）がある場合は、この限りでな
い。

3 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当
該各号に定めるところによる。

一 最終保障電気通信事業者 次に掲げる者をいう。

提供条件による当該基礎的電気通信役務の提供を拒んではなら
ない。

2
(同上)

(新設)

イ 第百八条第一項の規定により指定された第一種適格電気通信事業者

ロ 第百十条の三第一項の規定により指定された第二種適格電気通信事業者

ハ 東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第二条第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。次号イ(2)及び附則第六条第二項において同じ。）

ニ 西日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。次号イ(2)及び附則第六条第二項において同じ。）

二 最終保障業務区域 次のイ又はロに掲げる第一号基礎的電気通信役務又は第二号基礎的電気通信役務の別による区分に応じ、当該イ又はロに定める区域をいう。

イ 第一号基礎的電気通信役務 次の(1)又は(2)に掲げる最終保障電気通信事業者の区分に応じ、第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに、当該(1)又は(2)に定める区域

(1) 第百八条第一項の規定により指定された第一種適格電気通信事業者（(2)に掲げる者を除く。） その全ての担当第一種支援区域（同条第四項に規定する担当第一種支援区域をいう。第百七条第一号並びに第百八条第一項第三号及び第二項第三号において同じ。）

(2) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。） その目的業務区域（日本電信電話株式会社等に関する法律第三条第六項に規定する目

業務区域をいう。ロ(2)において同じ。)のうち、(1)に掲げる者の(1)に定める区域以外の区域

ロ 第二号基礎的電気通信役務 次の(1)又は(2)に掲げる最終保障電気通信事業者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める区域

(1) 第一百十条の三第一項の規定により指定された第二種適格電気通信事業者(2)に掲げる者を除く。) その全ての担当第二種支援区域(同条第三項に規定する担当第二種支援区域をいう。 第七十七条第三号、 第一百十条の二第一項並びに 第一百十条の三第一項第二号及び第二項第二号において同じ。)

(2) 地域会社 その目的業務区域のうち、(1)に掲げる者の(1)に定める区域以外の区域

三 提供場所 電気通信役務を提供した場合に当該電気通信役務に用いられる伝送路設備の一端に接続されることとなる当該電気通信役務の提供を受ける者の電気通信設備の設置の場所をいう。

四 同一区分基礎的電気通信役務 第一項に規定する提供の求めに係る基礎的電気通信役務又はこれと同一の基礎的電気通信役務の区分に属する他の基礎的電気通信役務をいう。

五 区域内電気通信事業者 第一項に規定する提供の求めに係る同一区分基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者(当該提供の求めを受けた最終保障電気通信事業者を除く。)であつて、当該提供の求めに係る提供場所が所在する地域単位区域の全部又は一部を当該同一区分基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含む者をいう。

（最終保障電気通信事業者による役務提供確認等）

第二十五条の三 最終保障電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、前条第一項に規定する提供の求めがあつた場合には、速やかに、全ての区域内電気通信事業者に対し、役務提供確認（区域内電気通信事業者が、当該提供の求めに係る提供場所において同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供を求められた場合に、その提供をするかどうかの確認をすることをいう。第三項及び第四項において同じ。）をしなければならぬ。ただし、当該提供の求めをした者に対し、直ちに、自らが同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供をする旨その他総務省令で定める事項を通知する場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合において、区域内電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、速やかに、同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供をするかどうかを当該最終保障電気通信事業者に回答しなければならない。

3 前条第一項に規定する提供の求めを受けた最終保障電気通信事業者は、第一項の規定により役務提供確認をした全ての区域内電気通信事業者から前項の規定による回答を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、総務省令で定めるところにより、速やかに、当該各号に定める事項その他総務省令で定める事項を当該提供の求めをした者に通知しなければならない。

一 同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供をする区域内電気通信事業者がいる場合 その旨及び当該区域内電気通信事業者の氏名又は名称

（新設）

二 前号に掲げる場合以外の場合であつて、前条第一項ただし書に規定する特にやむを得ない理由があるとき 同一区分基礎的電気通信役務の提供をすることができない旨及びその理由

- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 自らが同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供をする旨
- 4 最終保障電気通信事業者は、最終保障電気通信役務（前条第一項及び第二項の規定により提供される基礎的電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供している間、区域内電気通信事業者に対し、総務省令で定めるところにより、役務提供確認をすることができ、総務省令で定めるところにより、速やかに、同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供をするかどうかを当該最終保障電気通信事業者に回答しなければならない。

（最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力）

- 第二十五条の四 近隣電気通信事業者（最終保障電気通信役務の提供場所（第二十五条の二第三項第三号に規定する提供場所をいう。）が所在する地域単位区域又はその近隣の地域単位区域の全部又は一部を業務区域の範囲に含む電気通信事業者であつて、当該最終保障電気通信役務を提供する最終保障電気通信事業者（同項第一号に規定する最終保障電気通信事業者をいう。以下同じ。））以外の電気通信事業者をいう。次項及び次条第一項において同じ。）は、最終保障電気通信事業者による最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力をしなければならない。

- 2 近隣電気通信事業者は、最終保障電気通信事業者から前項に規定する協力に関する協定（第三十五条第一項に規定する接続に関

（新設）

するものを除く。)又は契約(第三十八条の二第二項に規定する特定卸電気通信役務の提供に関するものを除く。)(次条第一項及び第百五十六条第三項において「協定等」という。)の締結に関する協議の申入れがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該協議に応じなければならない。

(最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力に関する命令等)

第二十五条の五 総務大臣は、最終保障電気通信事業者が近隣電気通信事業者に対し前条第一項に規定する協力に関する協定等の締結に関する協議を申し入れたにもかかわらず、当該近隣電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該最終保障電気通信事業者から申立てがあつたときは、同条第二項に規定する正当な理由があると認めるとき及び第百五十六条第三項において準用する第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、当該近隣電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。

2| 第三十五条第三項から第十項までの規定は、前条第一項に規定する協力について準用する。この場合において、第三十五条第三項中「接続条件」とあるのは「協力の条件」と、「協定」とあるのは「第二十五条の四第二項に規定する協定等(以下この項及び次項において単に「協定等」という。)」と、「当該電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者」とあるのは「近隣電気通信事業者(同条第一項に規定する近隣電気通信事業者をいう。)」と協定等を締結しようとする最終保障電気通信事業者」と、同項ただし書中「第百五十五条第一項」とあるのは「

(新設)

第百五十六条第三項において準用する第百五十五条第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第二十五条の五第一項」と、「接続条件」とあるのは「協力の条件」と、「協定」とあるのは「協定等」と読み替えるものとする。

（業務の改善命令）

第二十九条（略）

2 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 最終保障電気通信事業者が第二十五条の三第一項又は第三項の規定に違反したとき 当該最終保障電気通信事業者

二 第二十五条の二第三項第五号に規定する区域内電気通信事業者が第二十五条の三第二項又は第四項後段の規定に違反したとき 当該区域内電気通信事業者

三 電気通信事業者が第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二十六条の四第一項、第二十六条の五第一項、第二十七条、第二十七条の二、第二十七条の四又は第二十七条の十二の規定に違反したとき 当該電気通信事業者

四 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき 当該電気通信事業者

五 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者が第二十七条の八又は第二十七条の九の規定に違反したとき 当該電気通信事業者

六 第三号事業を営む者が第二十七条の十二の規定に違反したと

（業務の改善命令）

第二十九条（同上）

2 （同上）

（新設）

（新設）

一 （同上）

二 （同上）

三 （同上）

四 （同上）

き 当該第三号事業を営む者

(電気通信設備の維持)

第四十一条 (略)

2 (略)

3 第百八条第一項の規定により指定された第一種適格電気通信事業者(地域会社(第百八条の二第一項の規定による確認を受けている場合に限る。))を含む。第四十二条第五項において同じ。)は、その第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備(専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

4・5 (略)

6 第一項から第三項まで及び前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること。

二 電気通信役務の品質が適正であるようにすること。

三 通信の秘密が侵されないようにすること。

四 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。

五 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。

(業務)

第百七条 支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次条第一項の規定により指定された第一種適格電気通信事業

(電気通信設備の維持)

第四十一条 (同上)

2 (同上)

3 第百八条第一項の規定により指定された第一種適格電気通信事業者

は、その第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備(専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

4・5 (同上)

6 第一項から第三項まで及び前項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

(業務)

第百七条 (同上)

一 次条第一項の規定により指定された第一種適格電気通信事業

者に対し、第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに、その全ての担当第一種支援区域における第一号基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が当該全ての担当第一種支援区域における第一号基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金（当該交付金の額を算定する年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）の前年度の第一号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る当該第一種適格電気通信事業者に対して当該上回る額を限度として交付するものに限る。）を交付すること。

二 地域会社（第百八条の二第一項の規定による確認を受けている場合に限る。同条第三項及び第四項、第百九条第四項並びに第百十条第一項第一号において同じ。）に対し、第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに、その特定第一種最終保障電気通信役務（第百八条の二第一項に規定する特定第一種最終保障電気通信役務をいう。以下この号において同じ。）の提供に要する費用の額が当該特定第一種最終保障電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

三 第百十条の三第一項の規定により指定された第二種適格電気通信事業者に対し、その全ての担当第二種支援区域（
第二号基礎的電気通信役務（総務

者に対し、当該指定に係る

第一号基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が当該指定に係る
第一号基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金

を交付すること。

（新設）

二 第百十条の三第一項の規定により指定された第二種適格電気通信事業者に対し、その全ての担当支援区域（同条第二項に規定する担当支援区域をいい、第二号基礎的電気通信役務（総務

省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものに限る。）を継続して提供している期間が総務省令で定める期間を超えるものに限る。以下この号において同じ。）における第二号基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が当該全ての担当第二種支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金（第一百条の二第一項に規定する一般支援区域に係る交付金にあつては、当該交付金の額を算定する年度

の
前
年度
の
第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る当該第二種適格電気通信事業者に対して当該上回る額を限度として交付するものに限る。）を交付すること。

四 地域会社（第一百条の四第一項の規定による確認を受けている場合に限る。同条第二項及び第一百条の五第四項において同じ。）に対し、その特定第二種最終保障電気通信役務（第一百条の四第一項に規定する特定第二種最終保障電気通信役務をいう。以下この号において同じ。）の提供に要する費用の額が当該特定第二種最終保障電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
（第一種適格電気通信事業者の指定等）

省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するもの

に
限る。）を継続して提供している期間が総務省令で定める期間を超えるものに限る。以下この号において同じ。）における第二号基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が当該全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金（第一百条の二第一項に規定する一般支援区域に係る交付金にあつては、当該交付金の額を算定する年度（毎年四月一日から翌

年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）の前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る当該第二種適格電気通信事業者に対して当該上回る額を限度として交付するものに限る。）を交付すること。

（新設）

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
（第一種適格電気通信事業者の指定）

第百八条 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、第一号基礎

的電気通信役務を提供する電気通信事業者であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、第一種適格電気通信事業者として指定することができる。

一 総務省令で定めるところにより、申請に係る第一号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表していること。

二 申請に係る第一号基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備が第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備であるときは、当該電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、これを公表していること。

三 申請に係る第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲にその全部が含まれる第一種単位区域（担当第一種支援区域の単位とするために全国を総務省令で定める地域の単位に分けた区域をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）のうち、当該申請により担当第一種支援区域の指定を受けようとするものの一以上が、次のいずれにも該当すること。

イ 当該第一種単位区域について他の第一種適格電気通信事業者が当該申請に係る第一号基礎的電気通信役務の種別に係る担当第一種支援区域の指定をされていないこと。

ロ イに掲げるもののほか、総務省令で定める基準に適合するものであること。

第百八条 （同上）

一 （同上）

二 （同上）

三 申請に係る第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲が総務省令で定める基準に適合するものであること。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、総務省令で定める書類を添付しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 第一号基礎的電気通信役務の種別のうち、申請に係る第一号基礎的電気通信役務が該当するもの 三 申請に係る第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲にその全部が含まれる第一号単位区域のうち、担当第一号支援区域の指定を受けようとするもの 四 その他総務省令で定める事項	(新設)
3 第一項の規定による指定は、第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに行う。	2 前項の規定による指定は、第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに行う。
4 第一項の規定により総務大臣が第一号適格電気通信事業者を指定するときは、併せて、その申請に係る第二号第三号に掲げる第一号単位区域のうち第一号第三号イ及びロに該当するものを、当該第一号単位区域ごとに、担当第一号支援区域として指定しなければならない。第一号適格電気通信事業者が、その第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲にその全部が含まれる第一号単位区域（当該第一号適格電気通信事業者の担当第一号支援区域に該当しないものに限る。）について、総務省令で定めるところにより、担当第一号支援区域の指定を申請したときも、同様とする。	(新設)
5 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める担	(新設)

当第一種支援区域の指定を解除するものとする。

一 第一種適格電気通信事業者がその担当第一種支援区域について次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなつたとき 当該イ又はロに定める担当第一種支援区域

イ 担当第一種支援区域の全部又は一部が当該第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれないこととなつたとき 当該業務区域の範囲にその全部又は一部が含まれないこととなつた担当第一種支援区域

ロ 担当第一種支援区域が第一項第三号ロに該当しないこととなつたとき 同号ロに該当しないこととなつた担当第一種支援区域

二 第一種適格電気通信事業者がその担当第一種支援区域の指定の解除を申請したとき 当該申請に係る担当第一種支援区域

三 第十項の規定により第一種適格電気通信事業者の指定の取消しをしたとき 当該第一種適格電気通信事業者の当該指定に係る全ての担当第一種支援区域

6 総務大臣は、第一項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定及び第四項前段の規定による当該第一種適格電気通信事業者に係る担当第一種支援区域の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を支援機関及び当該第一種適格電気通信事業者に通知するとともに、これを公表するものとする。同項後段の規定による担当第一種支援区域の指定、前項の規定による担当第一種支援区域の指定の解除又は第十項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定の取消しをしたときも、同様とする。

(新設)

7 第一種適格電気通信事業者は、第二項第一号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。	(新設)
8 第一種適格電気通信事業者（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者に限る。）は、第一項第二号に規定する接続約款を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。	3 (同上)
9 第十七条第一項の規定による電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該電気通信事業者が第一種適格電気通信事業者であつたときは、当該電気通信事業者の地位を承継した電気通信事業者は、第一種適格電気通信事業者の地位を承継するものとする。この場合において、総務大臣は、同条第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を支援機関に通知するとともに、これを公表するものとする。	4 第十七条第一項の規定による電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該電気通信事業者が第一種適格電気通信事業者であつたときは、当該電気通信事業者の地位を承継した電気通信事業者は、第一種適格電気通信事業者の地位を承継するものとする。
10 総務大臣は、第一種適格電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第一種適格電気通信事業者から第一項の規定による指定の取消しの申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。	5 (同上)
一 第百九条第三項又は第五項の規定に違反したとき。	一 次条第二項又は第三項の規定に違反したとき。
二 第一項第一号又は第二号に適合しなくなつたと認められるとき。	二 第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。
三 その第一項の規定による指定に係る全ての担当第一種支援区域の指定が解除されたとき。	(新設)

四 第四十三条第二項において準用する同条第一項の規定による命令又は処分（第四十一条第三項に規定する電気通信設備に係る命令又は処分に限る。）に違反したとき。

第百八条の二 地域会社は、その提供する特定第一種最終保障電気通信役務（当該地域会社がその担当第一種支援区域以外の第一種単位区域において提供する第一号基礎的電気通信役務であつて、最終保障電気通信役務（最終保障電気通信役務として提供されていた第一号基礎的電気通信役務であつて、最終保障電気通信役務でなくなつた日から総務省令で定める期間を経過していないものを含む。）に該当するものをいう。以下この項及び次条第四項において同じ。）について第百七条第二号の交付金の交付を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる措置を講じていることについて、総務大臣の確認を受けなければならない。

一 総務省令で定めるところにより、特定第一種最終保障電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表していること。

二 特定第一種最終保障電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備が第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備であるときは、当該電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、地域会社が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、これを公表していること。

2 前項の規定による確認は、第一号基礎的電気通信役務の種別ごとにを行う。

三 （同上）

（新設）

3 地域会社は、第一項第二号に規定する接続約款を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。	4 総務大臣は、地域会社が次の各号のいずれかに該当するとき、又は地域会社から第一項の規定による確認の取消しの申請があつたときは、その確認を取り消すことができる。	一 次条第四項又は第五項の規定に違反したとき。 二 第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。	三 第四十三条第二項において準用する同条第一項の規定による命令又は処分（第四十一条第三項に規定する電気通信設備に係る命令又は処分に限る。）に違反したとき。	（第一種交付金の交付）	第九九条 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により第七十七条第一号及び第二号の交付金（以下「第一種交付金」という。）の額を算定し、当該第一種交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。	2 前項の認可の申請は、第七十七条第一号又は第二号の交付金の区分ごとに第一種交付金の額の内訳を明らかにした書類を添えてしなければならない。	3 第一種適格電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第七十七条第一号の交付金の額の算定をするための資料として、第一号基礎的電気通信役務の種別ごと及びその担当第一種支援区域ごとに、当該算定の前年度における	第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び
---	--	--	---	--------------------	--	---	--	--------------------------------

（第一種交付金の交付）	第九九条 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により第七十七条第一号の交付金（以下「第一種交付金」という。）の額を算定し、当該第一種交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。	（新設）	2 第一種適格電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第一種交付金の額の算定をするための資料として	、当該算定の前年度における前条第一項の規定による指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び当該
--------------------	---	-------------	---	---

第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。

4| 地域会社は、総務省令で定めるところにより、第百七条第二号の交付金の額の算定をするための資料として、第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに、当該算定の前年度における特定第一種最終保障電気通信役務の提供に要した原価及び特定第一種最終保障電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。

5| 前二項の原価は、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定し、前二項の収益は、標準的な料金を設定するとしたならば通常生ずる収益を算定するものとして総務省令で定める方法により算定しなければならない。

6| 支援機関は、第一項の認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、第一種交付金の額を公表しなければならない。

(第一種負担金の徴収)

第百十条 支援機関は、年度ごとに、第百七条第一号及び第二号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。第百十二条第一項において同じ。）に要する費用の全部又は一部に充てるため、次に掲げる電気通信事業者であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えるもの（以下この条において「接続電気通信事業者等」という。）から、負担金を徴収することができる。ただし、接続電気通信事業者等の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額（その者が、前年度又はその年度（第三項の規定

指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。

(新設)

3| 前項の原価は、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により

算定しなければならない。

4| (同上)

(第一種負担金の徴収)

第百十条 支援機関は、年度ごとに、第百七条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。第百十二条第一項において同じ。）に要する費用の全部又は一部に充てるため、次に掲げる電気通信事業者であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えるもの（以下この条において「接続電気通信事業者等」という。）から、負担金を徴収することができる。ただし、接続電気通信事業者等の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額（その者が、前年度又はその年度（第三項の規定

による通知を受けるまでの間に限る。）において、他の接続電気通信事業者等について合併、分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつた場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人又は他の接続電気通信事業者等から電気通信事業の全部を譲り受けた者であるときは、合併により消滅した法人、分割をした法人若しくは被相続人又は当該電気通信事業を譲り渡した接続電気通信事業者等の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額を含む。）として総務省令で定める方法により算定した額に対する当該負担金（以下「第一種負担金」という。）の額の割合は、政令で定める割合を超えてはならない。

一 第一種適格電気通信事業者が第百八条第一項の規定による指定に係る第一号基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備（地域会社が第百八条の二第一項の規定による確認に係る第一号基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備を含む。）との接続に関する協定を締結している電気通信事業者

二 前号に掲げる電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定を締結している電気通信事業者その他電気通信事業者の電気通信設備を介して同号に規定する電気通信設備と接続する電気通信設備を設置している電気通信事業者

三 第一号に規定する電気通信設備、これと接続する電気通信設備又は電気通信事業者の電気通信設備を介して同号に規定する電気通信設備と接続する電気通信設備を用いる卸電気通信役務

による通知を受けるまでの間に限る。）において、他の接続電気通信事業者等について合併、分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつた場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人又は他の接続電気通信事業者等から電気通信事業の全部を譲り受けた者であるときは、合併により消滅した法人、分割をした法人若しくは被相続人又は当該電気通信事業を譲り渡した接続電気通信事業者等の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額を含む。）として総務省令で定める方法により算定した額に対する当該負担金（以下「第一種負担金」という。）の額の割合は、政令で定める割合を超えてはならない。

一 第一種適格電気通信事業者が第百八条第一項の規定による指定に係る第一号基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備

と
の
接
続
に
関
す
る
協
定
を
締
結
し
て
い
る
電
気
通
信
事
業
者

二 （同上）

三 （同上）

の提供を受ける契約を締結している電気通信事業者

2／8 (略)

(第二号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定)

第一百十条の二 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、第二種単位区域(担当第二種支援区域の単位とするために全国を総務省令で定める地域の単位に分けた区域をいう。以下この条及び第一百十条の四第一項において同じ。)(のうち次の各号のいずれにも該当するもの(次項各号のいずれにも該当するものを除く。))を第二号基礎的電気通信役務一般支援区域(以下「一般支援区域」という。))として指定することができる。

一 当該第二種単位区域において第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる費用の額から当該第二種単位区域において第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる収益の額を減じた額として総務省令で定める方法により算定した額が零を上回ること。

二 当該第二種単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務(総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものに限る。)を提供している電気通信事業者(当該第二種単位区域において当該第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が総務省令で定める期間を超える者に限り、当該第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少(当該第二種単位区域が減少後の当該業務区域の範囲に含まれないこととなるものに限る。))について第二十六条の四第二項の規定による

2／8 (同上)

(第二号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定)

第一百十条の二 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、

全国を総務省令で定める地域の単位に分けた区域(以下この項及び次項において「単位区域」という。)(のうち次の各号のいずれにも該当するもの(同項各号のいずれにも該当するものを除く。))を第二号基礎的電気通信役務一般支援区域(以下「一般支援区域」という。))として指定することができる。

一 当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる費用の額から当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる収益の額を減じた額として総務省令で定める方法により算定した額が零を上回ること。

二 当該単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務(総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。)を提供している電気通信事業者(当該単位区域において当該第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が総務省令で定める期間を超える者に限り、当該第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少(当該単位区域が減少後の当該業務区域の範囲に含まれないこととなるものに限る。))について第二十六条の四第二項の規定による

届出をした者その他総務省令で定める者を除く。）の数が一以下であること。

2 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、第二種単位区域のうち次の各号のいずれにも該当するものを第二号基礎的電気通信役務特別支援区域（以下「特別支援区域」という。）として指定することができる。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 前項第一号の総務省令で定める方法により算定した額が零を上回る場合において、当該上回る額が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる額として総務省令で定める額以上であること。

ロ 当該第二種単位区域の地理的条件その他の総務省令で定める事項が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合として総務省令で定める場合に該当すること。

二 前項第二号に該当すること。

3・4 （略）

（第二種適格電気通信事業者の指定等）

第百十条の三 総務大臣は、支援機関及び第二種支援区域（一般支援区域及び特別支援区域をいう。以下この条において同じ。）の指定をしたときは、第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、第二種適格電気通信事業者として指定することができる。

一 総務省令で定めるところにより、申請に係る第二号基礎的電

届出をした者その他総務省令で定める者を除く。）の数が一以下であること。

2 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、単位区域のうち 次の各号のいずれにも該当するものを第二号基礎的電気通信役務特別支援区域（以下「特別支援区域」という。）として指定することができる。

一 （同上）

イ （同上）

ロ 当該単位区域 の地理的条件その他の総務省令で定める事項が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合として総務省令で定める場合に該当すること。

二 （同上）

3・4 （同上）

（第二種適格電気通信事業者の指定）

第百十条の三 総務大臣は、支援機関及び支援区域（一般支援区域及び特別支援区域をいう。以下この条において同じ。）の指定をしたときは、第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、第二種適格電気通信事業者として指定することができる。

一 （同上）

気通信役務の提供の業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表していること。

二 申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲にその全部が含まれる第二種支援区域のうち、当該申請により担当第二種支援区域の指定を受けようとするものの一以上が、次のいずれにも該当すること。

イ 当該第二種支援区域について他の第二種適格電気通信事業者が担当第二種支援区域の指定をされていないこと。

ロ 当該第二種支援区域において提供する申請に係る第二号基礎的電気通信役務が第百七条第三号に規定する総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものに該当すること。

2| 前項の規定による指定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、総務省令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲にその全部が含まれる第二種支援区域のうち、担当第二種支援区域の指定を受けようとするもの

三 その他総務省令で定める事項

3| 第一項の規定により総務大臣が第二種適格電気通信事業者を指

二 申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲が一以上の支援区域（次のいずれにも該当するものに限る。次項において同じ。）の全部を含むこと。

イ 当該支援区域について他の第二種適格電気通信事業者が次項に規定する担当支援区域の指定をされていないこと。

ロ 当該支援区域において申請に係る第二号基礎的電気通信役務を提供するために設置する電気通信回線設備の規模が第百七条第二号の総務省令で定める規模を超えること。

（新設）

2| 前項の規定により総務大臣が第二種適格電気通信事業者を指

定するときは、併せて、その申請に係る前項第二号に掲げる第二種支援区域のうち第一項第二号イ及びロに該当するものを、当該第二種支援区域ごとに、担当第二種支援区域

として指定しなければならない。第二種適格電気通信事業者が、その第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲にその全部が含まれる第二種支援区域（当該第二種適格電気通信事業者の担当第二種支援区域に該当しないものに限る。）について、総務省令で定めるところにより、担当第二種支援区域の指定を申請したときも、同様とする。

4| 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める担当第二種支援区域の指定を解除するものとする。

一 担当第二種支援区域に係る第二種支援区域の指定を解除したとき 当該解除に係る担当第二種支援区域

二 第二種適格電気通信事業者がその担当第二種支援区域について次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき 当該イ又はロに定める担当第二種支援区域

イ 担当第二種支援区域の全部又は一部が当該第二種適格電気通信事業者の提供する第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれないこととなったとき 当該業務区域の範囲にその全部又は一部が含まれないこととなった担当第二種支援区域

ロ 担当第二種支援区域が第一項第二号ロに該当しないこととなったとき 同号ロ に該当しないこととなった担当第二種支援区域

定するときは、併せて、その申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれる支援区域を、当該支援区域ごとに、当該第二種適格電気通信事業者に係る支援区域（以下この条及び次条第三項において「担当支援区域」という。）として指定しなければならない。当該業務区域の範囲に新たな支援区域が含まれることとなった

ときも、同様とする。

3| 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める担当支援区域の指定を解除するものとする。

一 担当支援区域に係る支援区域の指定を解除したとき 当該解除に係る担当支援区域

二 第二種適格電気通信事業者がその担当支援区域について次のイ又はロ に該当することとなったとき 当該イ又はロに定める当該担当支援区域

イ 当該担当支援区域の全部又は一部がその提供する第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれないこととなったとき 当該範囲に含まれないこととなった当該担当支援区域

ロ 当該担当支援区域が第一項第二号ロに該当しないこととなったとき 当該同号ロに該当しないこととなった当該担当支援区域

三 第二種適格電気通信事業者がその担当第二種支援区域の指定の解除を申請したとき 当該申請に係る担当第二種支援区域 四 第八項の規定により第二種適格電気通信事業者の指定の取消しをしたとき 当該第二種適格電気通信事業者の全ての担当第二種支援区域	5 総務大臣は、第一項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定及び第三項前段の規定による当該第二種適格電気通信事業者に係る担当第二種支援区域の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を支援機関及び当該第二種適格電気通信事業者に通知するとともに、これを公表するものとする。同項後段の規定による担当第二種支援区域の指定、前項の規定による担当第二種支援区域の指定の解除又は第八項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定の取消しをしたときも、同様とする。	6 第二種適格電気通信事業者は、第二項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 7 第十七条第一項の規定による電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該電気通信事業者が第二種適格電気通信事業者であつたときは、当該電気通信事業者の地位を承継した電気通信事業者は、第二種適格電気通信事業者の地位を承継するものとする。この場合において、総務大臣は、同条第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を支援機関に通知するとともに、これを公表するものとする。	8 総務大臣は、第二種適格電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二種適格電気通信事業者から第一項の規定
(新設) 三 第六項の規定により第二種適格電気通信事業者の指定の取消しをしたとき 当該第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域	4 総務大臣は、第一項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定及び第二項前段の規定による当該第二種適格電気通信事業者に係る担当支援区域の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を支援機関及び当該第二種適格電気通信事業者に通知するとともに、これを公表するものとする。同項後段の規定による担当支援区域の指定、前項の規定による担当支援区域の指定の解除又は第六項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定の取消しをしたときも、同様とする。 (新設)	5 第十七条第一項の規定による電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該電気通信事業者が第二種適格電気通信事業者であつたときは、当該電気通信事業者の地位を承継した電気通信事業者は、第二種適格電気通信事業者の地位を承継するものとする。	6 (同上)

定による指定の取消しの申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

一 第百十条の五第三項又は第五項の規定に違反したとき。

二 第一項第一号 〃に適合しなくなつたと認められるとき。

三 〃その全ての担当第二種支援区域の指定が解除されたとき。

第百十条の四 地域会社は、その提供する特定第二種最終保障電気通信役務（当該地域会社がその担当第二種支援区域以外の第二種単位区域において提供する第二号基礎的電気通信役務であつて、最終保障電気通信役務（最終保障電気通信役務として提供されていた第二号基礎的電気通信役務であつて、最終保障電気通信役務でなくなつた日から総務省令で定める期間を経過していないものを含む。）に該当するものをいう。以下この項及び次条第四項において同じ。）について第百七条第四号の交付金の交付を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、特定第二種最終保障電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表していることについて、総務大臣の確認を受けなければならない。

2 総務大臣は、地域会社が次の各号のいずれかに該当するとき、又は地域会社から前項の規定による確認の取消しの申請があつたときは、その確認を取り消すことができる。

一 次条第四項又は第五項の規定に違反したとき。

二 前項の規定による公表をしていないと認められるとき。

（第二種交付金の交付）

第百十条の五 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法に

一 次条第三項又は第四項 〃の規定に違反したとき。

二 第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

（新設）

（新設）

（第二種交付金の交付）

第百十条の四 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法に

より<u>第百七条第三号及び第四号の交付金</u>（以下「<u>第二種交付金</u>」という。）の額を算定し、当該<u>第二種交付金</u>の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。	2 前項の認可の申請は、<u>第百七条第三号又は第四号の交付金の区分ごと及び同条第三号の交付金にあつては、一般支援区域又は特別支援区域の区分ごとに第二種交付金の額の内訳を明らかにした書類を添えてしなければならない。</u>	3 第二種適格電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、<u>第百七条第三号の交付金の額の算定をするための資料として、その担当第二種支援区域ごとに、当該算定の前年度における第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。</u>	4 地域会社は、総務省令で定めるところにより、<u>第百七条第四号の交付金の額の算定をするための資料として、当該算定の前年度における特定第二種最終保障電気通信役務の提供に要した原価及び特定第二種最終保障電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。</u>	5 前二項の原価は、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定し、<u>前二項</u>の収益は、標準的な料金を設定するとしたならば通常生ずる収益を算定するものとして総務省令で定める方法により算定しなければならない。	6 支援機関は、第一項の認可を受けたときは、総務省令で定める
--	--	---	--	---	---------------------------------------

より<u>第百七条第二号</u>の交付金（以下「<u>第二種交付金</u>」という。）の額を算定し、当該<u>第二種交付金</u>の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。	2 前項の認可の申請は、<u>、一般支援区域又は特別支援区域の区分ごとに第二種交付金の額の内訳を明らかにした書類を添えてしなければならない。</u>	3 第二種適格電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、<u>第二種交付金</u>の額の算定をするための資料として、その担当支援区域ごとに、当該算定の前年度における第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。	4 前項の原価は、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定し、<u>同項</u>の収益は、標準的な料金を設定するとしたならば通常生ずる収益を算定するものとして総務省令で定める方法により算定しなければならない。	5 （同上）
---	---	---	---	---------------

ところにより、第二種交付金の額を公表しなければならない。

（第二種負担金の徴収）

第百十条の六 支援機関は、年度ごとに、第百七条第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。第百十二条第一項において同じ。）に要する費用の全部又は一部に充てゐるため、高速データ伝送電気通信役務（総務省令で定めるものを除く。）を提供する電気通信事業者であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えるもの（以下この項において「高速データ伝送役務提供事業者」という。）から、負担金を徴収することができる。ただし、高速データ伝送役務提供事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額（その者が、前年度又はその年度（次項において準用する第百十条第三項の規定による通知を受けるまでの間に限る。）において、他の高速データ伝送役務提供事業者について合併、分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつた場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人又は他の高速データ伝送役務提供事業者から電気通信事業の全部を譲り受けた者であるときは、合併により消滅した法人、分割をした法人若しくは被相続人又は当該電気通信事業を譲り渡した高速データ伝送役務提供事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額を含む。）として総務省令で定める方法により算定した額に対する当該負担金（以下「第二種負担金」という。）の額の割合は、政令で定める割合を超えてはならない。

2 第百十条第二項から第八項までの規定は、第二種負担金について

（第二種負担金の徴収）

第百十条の五 支援機関は、年度ごとに、第百七条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。第百十二条第一項において同じ。）に要する費用の全部又は一部に充てゐるため、高速データ伝送電気通信役務（総務省令で定めるものを除く。）を提供する電気通信事業者であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えるもの（以下この項において「高速データ伝送役務提供事業者」という。）から、負担金を徴収することができる。ただし、高速データ伝送役務提供事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額（その者が、前年度又はその年度（次項において準用する第百十条第三項の規定による通知を受けるまでの間に限る。）において、他の高速データ伝送役務提供事業者について合併、分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつた場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人又は他の高速データ伝送役務提供事業者から電気通信事業の全部を譲り受けた者であるときは、合併により消滅した法人、分割をした法人若しくは被相続人又は当該電気通信事業を譲り渡した高速データ伝送役務提供事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額を含む。）として総務省令で定める方法により算定した額に対する当該負担金（以下「第二種負担金」という。）の額の割合は、政令で定める割合を超えてはならない。

2 第百十条第二項から第八項までの規定は、第二種負担金について

て準用する。この場合において、同条第三項中「接続電気通信事業者等」とあるのは「高速度データ伝送役務提供事業者（第百十条の六第一項に規定する高速度データ伝送役務提供事業者をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第四項から第八項までの規定中「接続電気通信事業者等」とあるのは「高速度データ伝送役務提供事業者」と読み替えるものとする。

（区分経理）

第百十二条 支援機関は、第百七条第一号及び第二号に掲げる業務に係る経理と同条第三号及び第四号に掲げる業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

2 （略）

（準用）

第百十六条 （略）

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第百八十四条第二項第一号	この款	この款の規定又は第百九条第一項若しくは第六項、第百十条第二項（ <u>第百十条</u> の六第二項において準用する場合を含む。）、

て準用する。この場合において、同条第三項中「接続電気通信事業者等」とあるのは「高速度データ伝送役務提供事業者（第百十条の五第一項に規定する高速度データ伝送役務提供事業者をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第四項から第八項までの規定中「接続電気通信事業者等」とあるのは「高速度データ伝送役務提供事業者」と読み替えるものとする。

（区分経理）

第百十二条 支援機関は、第百七条第一号に掲げる業務に係る経理と同条第二号に掲げる業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

2 （同上）

（準用）

第百十六条 （同上）

2 （同上）

（同上）	（同上）	（同上）
（同上）	（同上）	この款の規定又は第百九条第一項若しくは第四項、第百十条第二項（ <u>第百十条</u> の五第二項において準用する場合を含む。）、

(略)	(略)	第百十条の五第 一項若しくは第 六項、第百十二 条若しくは第百 十三条第三項
-----	-----	--

(準用)

第百五十六条 (略)

2 (略)

3 前二条の規定は、第二十五条の四第一項に規定する協力に関する協定等について準用する。この場合において、第百五十四条第一項中「電気通信事業者間において、その一方が」とあるのは「最終保障電気通信事業者が、近隣電気通信事業者（第二十五条の四第一項に規定する近隣電気通信事業者をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）に対し」と、「他の一方」とあるのは「当該近隣電気通信事業者」と、「接続条件」とあるのは「協力の条件」と、「協定の細目」とあるのは「第二十五条の四第二項に規定する協定等（次条第一項において単に「協定等」という。）の細目」と、同項ただし書及び同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十五条の五第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項において準用する第三十条第三項」と、前条第一項中「電気通信事業者」とあるのは「最終保障電気通信事業者と近隣電気通信事業者との」と、「接続条件」とあるのは「協力の条件」と、「協定の細目」とあるのは「協定等の細目」と、同項ただし書中「第三十五条第一項若しくは

(同上)	(同上)	第百十条の四第 一項若しくは第 五項、第百十二 条若しくは第百 十三条第三項
------	------	--

(準用)

第百五十六条 (同上)

2 (同上)

(新設)

は第二項」とあるのは「第二十五条の五第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項において準用する第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

(委員会への諮問)

第百六十条 総務大臣は、次に掲げる事項については、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第二十五条の五第一項の規定による最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力に関する命令、同条第二項において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力に関する裁定、第三十五条第一項若しくは第二項の規定による電気通信設備の接続に関する命令、同条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の接続に関する裁定、第三十八条第一項の規定による電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する命令、同条第二項において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する裁定、第三十九条において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による特定卸電気通信役務の提供に関する命令、第三十九条において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による卸電気通信役務の提供に関する裁定、第三十九条において準用する第三十八条第一項の規定による特定卸電気通信役務以外の卸電気通信役務の提供に関する命令、第二百二十八条第一項の規定による土地等の使用に関する認可、第二百二十九条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定、第二百三

(委員会への諮問)
第百六十条 (同上)

一 第三十五条第一項若しくは

第二項の規定による電気通信設備の接続に関する命令、同条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の接続に関する裁定、第三十八条第一項の規定による電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する命令、同条第二項において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する裁定、第三十九条において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による卸電気通信役務の提供に関する命令、第三十九条において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による卸電気通信役務の提供に関する裁定、第三十九条において準用する第三十八条第一項の規定による特定卸電気通信役務以外の卸電気通信役務の提供に関する命令、第二百二十八条第一項の規定による土地等の使用に関する認可、第二百二十九条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定、第二百三

十八条第三項の規定による支障の除去に必要な措置に関する裁定、第四百四十三条の十三第五項の規定による認定鉄塔等提供業務の提供に関する命令、同条第六項において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による認定鉄塔等提供業務の提供に関する裁定、第四百四十三条の十五において準用する第二百二十八条第一項の規定による土地等の使用に関する認可、第四百四十三条の十五において準用する第二百二十九条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定又は第四百四十三条の十五において準用する第三百三十八条第三項の規定による支障の除去に必要な措置に関する裁定

二 (略)

(聴聞の特例)

第六十一条 総務大臣は、第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十五条の五第一項、第二十七条の七、第二十九条、第三十条第五項、第三十一条第四項若しくは第七項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第三十八条の二第四項、第三十九条の三第二項、第四十条の二、第五十一条、第七十三条の四、第二百二十一条第二項又は第四百四十三条の十三第二項、第三項若しくは第五項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見の陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2・3 (略)

十八条第三項の規定による支障の除去に必要な措置に関する裁定、第四百四十三条の十三第五項の規定による認定鉄塔等提供業務の提供に関する命令、同条第六項において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による認定鉄塔等提供業務の提供に関する裁定、第四百四十三条の十五において準用する第二百二十八条第一項の規定による土地等の使用に関する認可、第四百四十三条の十五において準用する第二百二十九条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定又は第四百四十三条の十五において準用する第三百三十八条第三項の規定による支障の除去に必要な措置に関する裁定

二 (同上)

(聴聞の特例)

第六十一条 総務大臣は、第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十五条の五第一項、第二十七条の七、第二十九条、第三十条第五項、第三十一条第四項若しくは第七項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第三十八条の二第四項、第三十九条の三第二項、第四十条の二、第五十一条、第七十三条の四、第二百二十一条第二項又は第四百四十三条の十三第二項、第三項若しくは第五項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見の陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2・3 (同上)

(適用除外等)

第百六十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は同項各号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信について、第二十七条の十二、第二十九条第二項(第六号に係る部分に限る。)、第百五十七条の二、第百六十六条第一項、第百六十七条の二、第百八十六条(第三号中第二十九条第二項に係る部分に限る。)及び第百八十八条(第十八号中第百六十六条第一項に係る部分に限る。)の規定は第三号事業を営む者について、それぞれ適用する。

4・5 (略)

(電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価等)

第百六十七条の三 総務大臣は、毎年、電気通信技術の発達及び電気通信役務に関する需給の動向その他の事情を勘案して、電気通信事業者(第三号事業を営む者を含む。以下この項において同じ。)間の競争の状況及びこの法律又は日本電信電話株式会社等に関する法律 に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況について調査を行い、その結果に基づき、電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて評価を行うものとする。

2・4 (略)

(審議会等への諮問)

第百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等

(適用除外等)

第百六十四条 (同上)

2 (同上)

3 第一項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は同項各号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信について、第二十七条の十二、第二十九条第二項(第四号に係る部分に限る。)、第百五十七条の二、第百六十六条第一項、第百六十七条の二、第百八十六条(第三号中第二十九条第二項に係る部分に限る。)及び第百八十八条(第十八号中第百六十六条第一項に係る部分に限る。)の規定は第三号事業を営む者について、それぞれ適用する。

4・5 (同上)

(電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価等)

第百六十七条の三 総務大臣は、毎年、電気通信技術の発達及び電気通信役務に関する需給の動向その他の事情を勘案して、電気通信事業者(第三号事業を営む者を含む。以下この項において同じ。)間の競争の状況及びこの法律又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況について調査を行い、その結果に基づき、電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて評価を行うものとする。

2・4 (同上)

(審議会等への諮問)

第百六十九条 (同上)

(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下この条及び次条において単に「審議会等」という。)に諮問しなければならない。ただし、審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第二十一条第二項の規定による特定電気通信役務に関する料金の認可、第三十三条第二項の規定による接続約款の認可、同条第十項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可、第百八条第一項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定、第百八条の二第一項の規定による地域会社の措置についての確認、第百九条第一項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可、第百十条第二項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可、第百十条の三第一項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定、第百十条の四第一項の規定による地域会社の措置についての確認、第百十条の五第一項の規定による第二種交付金の額及び交付方法の認可、第百十条の六第二項において準用する第百十条第二項の規定による第二種負担金の額及び徴収方法の認可又は第百十六条第一項において準用する第七十九条第一項の規定による支援業務規程の認可

二 (略)

三 第百十条第一項又は第百十条の六第一項の規定による政令の制定又は改廃の立案

四 第二条第七号イ、第七条各号、第八条第三項、第九条第一号、第十条第一項第三号イ若しくはロ(第十二条の二第二項にお

一 第二十一条第二項の規定による特定電気通信役務に関する料金の認可、第三十三条第二項の規定による接続約款の認可、同条第十項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可、第百八条第一項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定

、第百九条第一項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可、第百十条第二項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可、第百十条の三第一項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定、第百十条の四第一項の規定による第二種交付金の額及び交付方法の認可、第百十条の五第二項において準用する第百十条第二項の規定による第二種負担金の額及び徴収方法の認可又は第百十六条第一項において準用する第七十九条第一項の規定による支援業務規程の認可

二 (同上)

三 第百十条第一項又は第百十条の五第一項の規定による政令の制定又は改廃の立案

四 第二条第七号イ、第七条各号、第八条第三項、第九条第一号、第十条第一項第三号イ若しくはロ(第十二条の二第二項にお

いて準用する場合を含む。）、第十二条の二第四項第二号若しくは第三号ロ若しくはニ、第十九条第二項第二号若しくは第八号、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十四条第一号ロ、第二十六条第一項（第七十三条の三において準用する場合を含む。）、第二十六条の二第二項、第二十六条の三第一項若しくは第三項ただし書、第二十六条の四第一項、第二十六条の五、第二十七条の二（第一号を除き、第七十三条の三において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第一項若しくは第二項（第七十三条の三において準用する場合を含む。）、第二十七条の五、第三十条第一項若しくは第六項、第三十一条第一項ただし書、第二項、第五項ただし書若しくは第三号若しくは第四号、第八項若しくは第十項、第三十二条第三号、第三十三条第一項、第三項、第四項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四条第一項、第三項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項若しくは第六項、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十八条の二第一項から第三項まで、第三十九条の三第三項、第四十一条第一項から第五項まで、第四十五条第一項ただし書、第五十条の二第一項第四号、第五十条の四第一号ハ若しくは第二号イ若しくはロ、第五十条の七、第五十条の十一、第五十二条第一項、第七十条第一項第一号、第八十七条第一項第二号、第九十七条第三号、第九十八条第一項各号若しくは第八項、第九十八条の二第一項若しくは第三項、第九十九条第一項若しくは第三項から第五項まで、第一百条第一項ただし書若しくは第二項（第一百条の六第二項において準用する場合を含む。）、第一百条の

いて準用する場合を含む。）、第十二条の二第四項第二号若しくは第三号ロ若しくはニ、第十九条第二項第二号
―、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十四条第一号ロ、第二十六条第一項（第七十三条の三において準用する場合を含む。）、第二十六条の二第二項、第二十六条の三第一項若しくは第三項ただし書、第二十六条の四第一項、第二十六条の五、第二十七条の二（第一号を除き、第七十三条の三において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第一項若しくは第二項（第七十三条の三において準用する場合を含む。）、第二十七条の五、第三十条第一項若しくは第六項、第三十一条第一項ただし書、第二項、第五項ただし書若しくは第三号若しくは第四号、第八項若しくは第十項、第三十二条第三号、第三十三条第一項、第三項、第四項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四条第一項、第三項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項若しくは第六項、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十八条の二第一項から第三項まで、第三十九条の三第三項、第四十一条第一項から第五項まで、第四十五条第一項ただし書、第五十条の二第一項第四号、第五十条の四第一号ハ若しくは第二号イ若しくはロ、第五十条の七、第五十条の十一、第五十二条第一項、第七十条第一項第一号、第八十七条第一項第二号、第九十七条第三号、第九十八条第一項各号若しくは第三項、第九十九条第一項から第三項まで
―、第一百条第一項ただし書若しくは第二項（第一百条の五第二項において準用する場合を含む。）、第一百条の

二 第二項若しくは第二項、第一百十条の三第一項第一号、第一百十条の四第一項、第一百十条の五第一項若しくは第三項から第五項まで、第一百十条の六第一項、第四百十三条の九又は第六百六十四条第二項第一号、第四号若しくは第五号の規定による総務省令の制定又は改廃

第七十八條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該

違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十五条第一項又は第二項の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだとき。

二 第二十五条の二第一項の規定に違反して基礎的電気通信役務の提供を開始しなかつたとき。

三 第二十五条の二第二項の規定に違反して基礎的電気通信役務の提供を継続しなかつたとき。

第八十六條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十五条の五第一項、第二十七条の七第一項若しくは第二項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第五項、第三十一条第四項若しくは第七項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)若しくは第二項、第三十八条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)、第三十八条の二第四

二 第二項若しくは第二項、第一百十条の三第一項第一号、第一百十条の四第一項、第三項若しくは第四項、第一百十条の五第一項、第四百十三条の九又は第六百六十四条第二項第一号、第四号若しくは第五号の規定による総務省令の制定又は改廃

第七十八條 第二十五条第一項又は第二項の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだときは、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(新設)

(新設)

(新設)

第八十六條 (同上)

一・二 (同上)

三 第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十五条の五第一項、第二十七条の七第一項若しくは第二項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第五項、第三十一条第四項若しくは第七項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)若しくは第二項、第三十八条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)、第三十八条の二第四

項、第三十九条の三第二項、第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の五、第五十一条、第七十三条の四、第二百一十一条第二項又は第四百四十三条の十三第二項、第三項若しくは第五項の規定による命令又は処分違反したとき。

四〇九（略）

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項、第十八条第一項、第二十六条の四第二項、第二十六条の五第二項、第二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の十第二項、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十八条の二第一項、第四十二条第三項（同条第四項から第六項（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）までにおいて準用する場合を含む。）、第四十四条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、若しくは第三項、第四十四条の三第二項、第四十五条第二項、第七十三条の二第三項若しくは第四項、第百八条第八項、第百八条の二第三項、第百二十条第四項（第百二十二条第四項において準用する場合を含む。）、第百二十四条第一項、第百四十三条の五第四項（第百四十三条の六第七項において準用する場合を含む。）、第百四十三条の八第一項又は第百四十三条の九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二〇六（略）

七 第三十三条第十一項、第三十四条第五項、第百八条第八項又

項、第三十九条の三第二項、第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の五、第五十一条、第七十三条の四、第二百一十一条第二項又は第四百四十三条の十三第二項、第三項若しくは第五項の規定による命令又は処分違反したとき。

四〇九（同上）

第百八十八条（同上）

一 第十七条第二項、第十八条第一項、第二十六条の四第二項、第二十六条の五第二項、第二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の十第二項、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十八条の二第一項、第四十二条第三項（同条第四項から第六項（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十四条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、若しくは第三項、第四十四条の三第二項、第四十五条第二項、第七十三条の二第三項若しくは第四項、第百八条第三項、第百二十条第四項（第百二十二条第四項において準用する場合を含む。）、第百二十四条第一項、第百四十三条の五第四項（第百四十三条の六第七項において準用する場合を含む。）、第百四十三条の八第一項又は第百四十三条の九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二〇六（同上）

七 第三十三条第十一項、第三十四条第五項又は第百八条第三項

は第百八条の二第三項の規定に違反して接続約款を公表しなかつたとき。

八十九 (略)

第百九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十三条第五項、第十六条第三項、第十八条第二項、第五十条の六第三項、第七十三条の二第二項若しくは第五項、第百八条第七項又は第百十条の三第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二四 (略)

附則

第六条 旧公社と締結した契約に基づく旧公衆法の規定による電話加入権については、当分の間、旧公衆法第三十八条から第三十八条の三までの規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧公衆法第三十八条第一項中「公社」とあるのは「日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）附則第五条第六項に規定する承継計画において定めるところに従い当該電話加入権に係る権利及び義務を承継した東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第二条第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）又は西日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）」と、同条第二項中「公社」とあるのは「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社」と、同条第四項中「質権の目的とす

の規定に違反して接続約款を公表しなかつたとき。

八十九 (同上)

第百九十三条 (同上)

一 第十三条第五項、第十六条第三項、第十八条第二項、第五十条の六第三項又は第七十三条の二第二項若しくは第五項

は虚偽の届出をした者
の規定による届出をせず、又

二四 (同上)

附則

第六条 旧公社と締結した契約に基づく旧公衆法の規定による電話加入権については、当分の間、旧公衆法第三十八条から第三十八条の三までの規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧公衆法第三十八条第一項中「公社」とあるのは「日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）附則第五条第六項に規定する承継計画において定めるところに従い当該電話加入権に係る権利及び義務を承継した東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）又は西日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）」と、同条第二項中「公社」とあるのは「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社」と、同条第四項中「質権の目的とす

ることができない」とあるのは「電話加入権質に関する臨時特例法（昭和三十三年法律第百三十八号）に定める場合を除き、質権の目的とすることができない」と、旧公衆法第三十八条の二及び第三十八条の三第一項中「電話取扱局」とあるのは「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社において電話に関する現業事務を取り扱う事務所」とする。

2 施行日以後に日本電信電話株式会社等に関する法律第二十一条第一項に規定する日本電信電話株式会社と締結した契約に基づく権利及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）の施行の日以後に

本電信電話株式会社又は

西日本電信電話株

式会社と締結する契約に基づく権利であつて、前項の電話加入権に相当するものとして総務省令で定める要件に該当するものについては、旧公衆法第三十八条から第三十八条の三までの規定が同項の規定によりなおその効力を有する間は、同項の電話加入権に關して適用されるこれらの規定の例による。

ることができない」とあるのは「電話加入権質に関する臨時特例法（昭和三十三年法律第百三十八号）に定める場合を除き、質権の目的とすることができない」と、旧公衆法第三十八条の二及び第三十八条の三第一項中「電話取扱局」とあるのは「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社において電話に関する現業事務を取り扱う事務所」とする。

2 施行日以後に日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の第二項に規定する日本電信電話株式会社と締結した契約に基づく権利及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）の施行の日以後に同条第二項に規定する東日本電信電話株式会社又は同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社と締結する契約に基づく権利であつて、前項の電話加入権に相当するものとして総務省令で定める要件に該当するものについては、旧公衆法第三十八条から第三十八条の三までの規定が同項の規定によりなおその効力を有する間は、同項の電話加入権に關して適用されるこれらの規定の例による。

○日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）（第三条関係）

改正案	現行
（定義） 第一条の二 （略） 2 この法律において「東日本電信電話株式会社」とは、次条第六項第一号に定める 区域において地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社であつて、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号。次項において「平成九年改正法」という。）附則第二条第一項の規定により国が引き継がせるものとされた業務を承継したものをいう。 3 この法律において「西日本電信電話株式会社」とは、次条第六項第二号に定める 区域において地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社であつて、平成九年改正法附則第二条第一項の規定により国が引き継がせるものとされた業務を承継したものをいう。 （事業） 第二条 （略） 2 （略） 3 地域会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。 一 地域電気通信業務（その目的業務区域内において、基礎的電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）	（定義） 第一条の二 （同上） 2 この法律において「東日本電信電話株式会社」とは、次条第三項第一号イに掲げる都道府県の同号に規定する区域において地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社であつて、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号。次項において「平成九年改正法」という。）附則第二条第一項の規定により国が引き継がせるものとされた業務を承継したものをいう。 3 この法律において「西日本電信電話株式会社」とは、次条第三項第一号ロに掲げる府県の同号に規定する区域において地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社であつて、平成九年改正法附則第二条第一項の規定により国が引き継がせるものとされた業務を承継したものをいう。 （事業） 第二条 （同上） 2 （同上） 3 （同上） 一 それぞれ次に掲げる都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で

（傍線部分は改正部分）

	第七条に規定する基礎的電気通信役務をいう。）及びその他の電気通信役務（通信を媒介するものに限り、次に掲げる電気通信役務を除く。）を提供する電気通信業務をいう。以下この条及び第二十三条第三号において同じ。） イ その一端が移動端末設備（電気通信事業法第十二条の二第四項第三号ロに規定する移動端末設備をいう。）と接続される伝送路設備であつて総務省令で定めるものを用いる電気通信役務 ロ 専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として総務省令で定めるものを用いる電気通信役務 二 地域電気通信業務に附帯する業務 4 地域会社は、次に掲げる業務を営むことができる。この場合において、地域会社は、当該業務を開始したときは、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。 一 前項に規定する業務のほか、地域会社の目的を達成するために必要な業務 二 他の地域会社の目的業務区域内における通信を媒介する電気通信役務（前項第一号イ及びロに掲げる電気通信役務を除く。）を提供する電気通信業務 5 地域電気通信業務（前項第二号に掲げる業務を含み、目的業務区域内の各都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下この項において同じ。）と当該目的業務区域内の他の各都
--	---

	別に定める区域。以下この号及び次項第二号において同じ。） イ 東日本電信電話株式会社にあつては、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県 ロ 西日本電信電話株式会社にあつては、京都府及び大阪府並びにイに掲げる県以外の県 二 前号に掲げる業務に附帯する業務 4 地域会社は、次に掲げる業務を営むことができる。この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。 一 （同上） 二 それぞれ前項第一号の規定により地域電気通信業務を営むものとされた都道府県の区域（次項において「目的業務区域」という。）以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務 5 地域電気通信業務
--	--

道府県の区域との間の通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務を除く。第二十三条第三号において同じ。）は、地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない。ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供すること又は地域電気通信業務（電話の役務に係るものを除く。）に係る電気通信役務の適切かつ安定的な提供を確保するために必要があると認められる場合であつて、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

6| 前三項において「目的業務区域」とは、次の各号に掲げる地域会社の区分に応じ、当該各号に定める区域をいう。

一 東日本電信電話株式会社 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の区域を合わせた区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で定める区域を含み、総務省令で定める区域を除く。）

二 西日本電信電話株式会社 京都府及び大阪府並びに前号に規定する県以外の県の区域を合わせた区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で定める区域を含み、総務省令で定める区域を除く。）

7| 地域会社は、第三項及び第四項に規定する業務のほか、第三項に規定する業務

を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務

は、地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない。ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供すること

を確保するために必要があると認められる場合であつて、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

（新設）

6| 地域会社は、第三項及び第四項に規定する業務のほか、第三項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、同項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務

	その他の業務（同項第一号イ及びロに掲げる電気通信役務を提供する電気通信業務その他総務省令で定める業務を除く。以下この条において「活用業務」という。）を営むことができる。	
8	地域会社は、前項の規定により活用業務を営もうとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、活用業務の実施に関する基準（以下この条において「実施基準」という。）を定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	（新設）
9	実施基準は、地域会社が活用業務を営むに当たつて遵守すべき次に掲げる事項に関し、総務省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。	（新設）
	一 活用業務が第三項に規定する業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において営まれることを確保するための措置に関する事項	
	二 活用業務が電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれることを確保するための措置に関する事項	
10	地域会社は、活用業務を営むに当たつては、実施基準に定めるところに従わなければならない。	（新設）
11	地域会社は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、活用業務の実施状況その他の総務省令で定める事項を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。	（新設）
12	総務大臣は、実施基準が第九項の規定に適合しないと認めると	（新設）
	その他の業務	
	を営むことができる。この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。	

きは、地域会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができ
る。

13 総務大臣は、地域会社が実施基準を遵守していないと認めると
きは、地域会社に対し、活用業務が第三項に規定する業務の円滑
な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内
において営まれることを確保するために必要な限度において、実
施基準を遵守すべきことを命ずることができる。

(株式)

第四条 (略)

2 会社は、その発行する株式を引き受ける者の募集(以下「新株
募集」という。)をしようとするとき又は株式交換若しくは株式
交付に際して株式(会社が有する自己の株式(以下「自己株式」
という。))を除く。)の交付をしようとするときは、総務大臣の
認可を受けなければならない。会社法(平成十七年法律第八十六
号)第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(新株予約
権付社債に付されたものに限る。次条第二項及び第二十三条第六
号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集
をしようとするとき又は株式交換若しくは株式交付に際して新株
予約権付社債(会社が有する自己の新株予約権付社債(同号にお
いて「自己新株予約権付社債」という。))を除く。)の交付をし
ようとするときも、同様とする。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第六条 会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、その氏名
及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた
場合において、その請求に応ずることによつて第一号から第三号

(新設)

(株式)

第四条 (同上)

2 会社は、その発行する株式を引き受ける者の募集(以下「新株
募集」という。)をしようとするとき又は株式交換若しくは株式
交付に際して株式(会社が有する自己の株式(以下「自己株式」
という。))を除く。)の交付をしようとするときは、総務大臣の
認可を受けなければならない。会社法(平成十七年法律第八十六
号)第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(新株予約
権付社債に付されたものに限る。次条第二項及び第二十三条第四
号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集
をしようとするとき又は株式交換若しくは株式交付に際して新株
予約権付社債(会社が有する自己の新株予約権付社債(同号にお
いて「自己新株予約権付社債」という。))を除く。)の交付をし
ようとするときも、同様とする。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第六条 (同上)

までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合（以下この条において「外国人等議決権割合」という。）が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

一 日本の国籍を有しない人

二 外国政府又はその代表者

三 外国の法人又は団体

四 前三号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

2 会社は、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百五十一条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうちの前項各号に掲げる者が各自有する株式の全てについて同法第一百五十二条第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に外国人等議決権割合が三分の一以上となるときは、外国人等議決権割合が三分の一以上とならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができ、株式以外の株式については、同項の規定にかかわらず、同項の規定による株主名簿の記載又は記録をしてはならない。

3 前二項に規定するもののほか、会社は、その発行済株式の総数が変動することとなる場合においても、外国人等議決権割合が三分の一以上とならないようにするために必要な措置を講じなければならぬ。

- 一 （同上）
- 二 （同上）
- 三 （同上）
- 四 （同上）

2 会社は、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百五十一条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうちの前項各号に掲げる者が各自有する株式のすべてについて同法第一百五十二条第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に外国人等議決権割合が三分の一以上となるときは、外国人等議決権割合が三分の一以上とならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができ、株式以外の株式については、同項の規定にかかわらず、同項の規定による株主名簿の記載又は記録をしてはならない。

3 （同上）

4 会社は、会社法第二百二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定めるところにより、その外国人等議決権割合を公告するとともに、総務大臣に報告しなければならぬ。

5 会社は、外国人等議決権割合に総務省令で定める変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、当該変更の内容を総務大臣に報告しなければならない。

6 会社は、第一項から第三項までの規定の遵守を確保するため、関係職員の知識の習得及び向上を図るために必要な研修その他の措置を講ずるとともに、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、その実施状況を総務大臣に報告しなければならない。

(定款の変更等)

第十一条 会社及び地域会社の定款の変更の決議

並びに合併、分割及び解散の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、次に掲げる事項の決議は、この限りでない。

一 会社又は地域会社の商号の変更に係る定款の変更

二 電気通信事業を営まない法人であつて資本の額その他の経営の規模が総務省令で定める基準に達しないものの権利義務の全部を地域会社に承継させる合併

三 地域会社の電気通信事業以外の事業であつてその規模が総務省令で定める基準に達しないものに係る権利義務の全部又は一部を他の法人に承継させる分割

4 会社は、会社法第二百二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

(新設)

(新設)

(定款の変更等)

第十一条 会社及び地域会社の定款の変更の決議(会社又は地域会社の商号の変更に係る定款の変更についての決議を除く。)

並びに合併、分割及び解散の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

四 前二号に掲げるもののほか、第二条第一項又は第三項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のないものとして総務省令で定める合併又は分割 2 地域会社に係る 合併の決議又は分割の決議（電気通信事業の全部を承継させる分割についての決議に限る。）についての前項 の認可があつたときは、電気通信事業法 第十七条第二項の届出があつたものとみなす。	2 地域会社に係る前項に規定する合併の決議又は分割の決議（電気通信事業の全部を承継させる分割についての決議に限る。）についての総務大臣の認可があつたときは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十七条第二項の届出があつたものとみなす。
（削る） （重要な設備等の譲渡等） 第十三条 地域会社は、次に掲げる物について、譲り渡し、担保に供し、その他総務省令で定める処分をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。 一 電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備 二 電気通信設備の設置に必要な建物その他の工作物及び土地（総務省令で定めるものに限る。） （監査命令等） 第十四条 （略） 2 （略） （監督） 第十五条 （略） 2 （略）	（財務諸表） 第十三条 会社及び地域会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。 （重要な設備 の譲渡等） 第十四条 地域会社は、電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しよう とするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。 （新設） （新設） （監査命令等） 第十五条 （同上） 2 （同上） （監督） 第十六条 （同上） 2 （同上）

(報告)		
第十六条 (略)		
(財務大臣との協議)		
第十七条 総務大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。		
一 会社に対し、第四条第二項、第十一条第一項（定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行することができる株式の総数を変更する決議に係るものに限る。）又は第十二条の認可をしようとするとき。		
二 地域会社に対し、第十一条第一項（合併、分割及び解散の決議に係るものに限る。）、第十二条又は第十三条の認可をしようとするとき。		
三 第十一条第一項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。		
(監査等委員会設置会社等である場合の読替え)		
第十八条 会社又は地域会社が監査等委員会設置会社である場合における第十条第二項及び第三項並びに第十四条の規定の適用については、これらの規定中「監査役」とあるのは、「監査等委員」とする。		
2 会社又は地域会社が指名委員会等設置会社である場合における次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。		
第十四条	(略)	(略)
監査役	(略)	監査委員

(報告)		
第十七条 (同上)		
(財務大臣との協議)		
第十八条 (同上)		
一 (同上)		
二 地域会社に対し、第十一条第一項（合併、分割及び解散の決議に係るものに限る。）、第十二条又は第十四条の認可をしようとするとき。		
(新設)		
(監査等委員会設置会社等である場合の読替え)		
第十八条の二 会社又は地域会社が監査等委員会設置会社である場合における第十条第二項及び第三項並びに第十五条の規定の適用については、これらの規定中「監査役」とあるのは、「監査等委員」とする。		
2 (同上)		
第十五条	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)

(略)	(略)	(略)
第二十五条及び第二十六条	取締役	執行役

第二十三条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした会社又は地域会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。

一 第二条第一項から第四項まで及び第七項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第二条第二項、第四項若しくは第八項又は第十条第三項（第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第二条第五項の規定に違反して、地域電気通信業務を行つたとき。

（削る）

四 第二条第十一項、第六条第四項から第六項まで又は第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第二条第十二項若しくは第十三項又は第十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

六 第四条第二項又は第五条第二項の規定に違反して、新株募集をしたとき若しくは株式交換若しくは株式交付に際して株式（自己株式を除く。）の交付をしたとき又は募集新株予約権を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換若しくは株式交付に際して新株予約権付社債（自己新株予約権付社債を除く。）

(同上)	(同上)	(同上)
第二十五条	(同上)	(同上)

第二十三条 (同上)

（新設）

一 第二条第二項、第四項若しくは第六項又は第十条第三項（第十八条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 (同上)

三 第二条（第五項を除く。）に規定する業務以外の業務を行つたとき。

（新設）

（新設）

四 (同上)

一の交付をしたとき。 七 第五条第一項の規定に違反して、地域会社の株式を処分したとき。 八 第十二条の規定に違反して、事業年度の開始前までに、又は変更に係る事業計画に基づく業務の実施前までに、認可の申請をしなかつたとき。 （削る） （削る） 九 第十三条の認可を受けないで、同条各号に掲げる物について、譲り渡し、担保に供し、その他同条の総務省令で定める処分をしたとき。 （削る） 第二十五条 第二条第八項又は第十一項の規定に違反して、公表することを怠り、又は不実の公表をした地域会社の取締役は、百万円以下の過料に処する。 第二十六条 （略）	五 （同上） 六 （同上） 七 第十三条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は不実の記載又は記録をしたこれらのものを提出したとき。 八 第十四条の規定に違反して、設備を譲渡し、又は担保に供したとき。 九 第十六条第二項の規定による命令に違反したとき。 十 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 （新設） 第二十五条 （同上）
---	---

改正案	現行
（定義） 第二条（略） 2・3（略） （事業） 第三条（略） 2・4（略） 5 地域電気通信業務（前項第二号に掲げる業務を含み、目的業務区域内の各都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下この項において同じ。）と当該目的業務区域内の他の各都道府県の区域との間の通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務を除く。第二十三条第三号において同じ。）は、地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない。ただし、 地域電気通信業務 に係る電気通信役務の適切かつ安定的な提供を確保するために必要があると認められる場合であつて、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。 6・13（略）	（定義） 第一条の二（同上） 2・3（同上） （事業） 第二条（同上） 2・4（同上） 5 地域電気通信業務（前項第二号に掲げる業務を含み、目的業務区域内の各都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下この項において同じ。）と当該目的業務区域内の他の各都道府県の区域との間の通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務を除く。第二十三条第三号において同じ。）は、地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない。ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供すること又は地域電気通信業務（電話の役務に係るものを除く。）に係る電気通信役務の適切かつ安定的な提供を確保するために必要があると認められる場合であつて、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。 6・13（同上） （責務）

（傍線部分は改正部分）

(削る)

(定款の変更等)

第十一条 会社及び地域会社の定款の変更の決議並びに合併、分割及び解散の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、次に掲げる事項の決議は、この限りでない。

一 三 (略)

四 前二号に掲げるもののほか、第三条第一項又は第三項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のないものとして総務省令で定める合併又は分割

2 (略)

第二十三条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした会社又は地域会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項から第四項まで及び第七項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第三条第二項、第四項若しくは第八項又は第十条第三項(第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第三条第五項の規定に違反して、地域電気通信業務を行つたとき。

第三条 会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たつては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配慮するとともに、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。

(定款の変更等)

第十一条 (同上)

一 三 (同上)

四 前二号に掲げるもののほか、第二条第一項又は第三項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のないものとして総務省令で定める合併又は分割

2 (同上)

第二十三条 (同上)

一 第二条第一項から第四項まで及び第七項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第二条第二項、第四項若しくは第八項又は第十条第三項(第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第二条第五項の規定に違反して、地域電気通信業務を行つたとき。

四 <u>第三条</u>第十一項、<u>第六条</u>第四項から第六項まで又は<u>第十六条</u>の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 五 <u>第三条</u>第十二項若しくは<u>第十三項</u>又は<u>第十五条</u>第二項の規定による命令に違反したとき。 六〇九 (略) <u>第二十五条</u> <u>第三条</u>第八項又は第十一項の規定に違反して、公表することを怠り、又は不実の公表をした地域会社の取締役は、百万円以下の過料に処する。	四 <u>第二条</u>第十一項、<u>第六条</u>第四項から第六項まで又は<u>第十六条</u>の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 五 <u>第二条</u>第十二項若しくは<u>第十三項</u>又は<u>第十五条</u>第二項の規定による命令に違反したとき。 六〇九 (同上) <u>第二十五条</u> <u>第二条</u>第八項又は第十一項の規定に違反して、公表することを怠り、又は不実の公表をした地域会社の取締役は、百万円以下の過料に処する。
--	---

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第十四条関係）

改正案			現行		
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。			別表第一（同上） 備考（同上）		
法律	事務		法律	事務	
（略）	（略）	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号） 第三百三十条第二項及び第三項（これらの規定を第三百三十八条第四項（第四百十三条の十五において準用する場合を含む。）及び第四百十三条の十五において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務	（同上）	（同上）	（同上）

（傍線部分は改正部分）

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（附則第十五条関係）

改正案		現行
14	附則 1 12 (略)	附則 1 12 (同上)
13	(削る)	13 (電報の事業に関する経過措置)
13	(検討)	13 電気通信事業法附則第五条第一項の規定により電報の事業が電気通信事業とみなされる間は、第二十七条の三十八第一項、第二百二条の二第一項第一号及び第百八条の二第一項に規定する電気通信業務には、当該電報の事業に係る業務が含まれるものとする。
13	(略)	14 (同上)
14	(電波利用料の特例)	15 (電波利用料の特例)
14	(略)	15 (同上)

（傍線部分は改正部分）

○気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）（附則第十六条関係）

改 正 案	現 行
第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）<u>第二条第二項</u>に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）<u>、西日本電信電話株式会社（同法第二条第三項</u>に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。	第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）<u>第一条の二第二項</u>に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）<u>、西日本電信電話株式会社（同法第一条の二第三項</u>に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

（傍線部分は改正部分）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（附則第十七条関係）

改 正 案	現 行
（海上保安庁等との関係） 第百一条 自衛隊と海上保安庁、地方航空局、航空交通管制部、気象官署、国土地理院、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に 社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に 規定する会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十 九年法律第八十五号）<u>第二条第二項</u>に規定する東日本電信電 話株式会社及び同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社（ 以下この条において「海上保安庁等」という。）は、相互に常に 緊密な連絡を保たなければならない。 2 （略） 附 則 1 5 4 （略） 5 第百一条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に 六十年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社」とある のは「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に （昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社、 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項 に規定する新会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会 社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六	（海上保安庁等との関係） 第百一条 自衛隊と海上保安庁、地方航空局、航空交通管制部、気象官署、国土地理院、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会 社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に 規定する会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十 九年法律第八十五号）<u>第一条の二第二項</u>に規定する東日本電信電 話株式会社及び同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社（ 以下この条において「海上保安庁等」という。）は、相互に常に 緊密な連絡を保たなければならない。 2 （同上） 附 則 1 5 4 （同上） 5 第百一条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に 六十年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社」とある のは「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に （昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社、 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項 に規定する新会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会 社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六

（傍線部分は改正部分）

号) 附則第二条第一項に規定する新会社」と、「及び同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社」とあるのは、「同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律(平成九年法律第九十八号。以下この項において「改正法」という。)による改正前の日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第八十五号)第一条第二項の規定により日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第一項に規定する日本電信電話株式会社が営んでいた国内電気通信業務のうち改正法附則第二条第二項の規定により国が引き継がせるものとされた業務を改正法附則第七条の定めるところにより承継して営んでいる法人(当該法人が合併により消滅したときは、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人)」とする。

6
19
(略)

号) 附則第二条第一項に規定する新会社」と、「及び同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社」とあるのは、「同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律(平成九年法律第九十八号。以下この項において「改正法」という。)による改正前の日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第八十五号)第一条第二項の規定により日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社が営んでいた国内電気通信業務のうち改正法附則第二条第二項の規定により国が引き継がせるものとされた業務を改正法附則第七条の定めるところにより承継して営んでいる法人(当該法人が合併により消滅したときは、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人)」とする。

6
19
(同上)

○電話加入権質に関する臨時特例法（昭和三十三年法律第百三十八号）（附則第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（質権の設定） 第一条 電話加入権（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。）<u>附則第六条第一項又は第二項に規定する権利をいう。以下同じ。</u>）を有する者は、同条第一項の規定により事業法<u>附則第二条の規定による廃止前の公衆電気通信法第三十八条から第三十八条の三までの規定がなおその効力を有する間は、この法律の定めるところにより、その電話加入権に質権を設定することができる。</u> （対抗要件等） 第五条 電話加入権を目的とする質権の設定、変更、移転又は消滅は、電話取扱局（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）<u>第二条第二項に規定する東日本電信電話株式会社又は同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）</u>において電話に関する現業事務を取り扱う事業所をいう。以下同じ。）に備える原簿に登録しなければ、会社その他の第三者に対抗することができない。 2 （略） 第六条 （略） 2 質権の登録を請求する書類は、事業法<u>附則第六条の規定により、なおその効力を有することとされ、又はその例によることとされる事業法附則第二条の規定による廃止前の公衆電気通信法（昭</u>	（質権の設定） 第一条 電話加入権（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。）<u>附則第九条第一項又は第二項に規定する権利をいう。以下同じ。</u>）を有する者は、同条第一項の規定により事業法<u>附則第三条の規定による廃止前の公衆電気通信法第三十八条から第三十八条の三までの規定がなおその効力を有する間は、この法律の定めるところにより、その電話加入権に質権を設定することができる。</u> （対抗要件等） 第五条 電話加入権を目的とする質権の設定、変更、移転又は消滅は、電話取扱局（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）<u>第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社又は同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）</u>において電話に関する現業事務を取り扱う事業所をいう。以下同じ。）に備える原簿に登録しなければ、会社その他の第三者に対抗することができない。 2 （同上） 第六条 （同上） 2 質権の登録を請求する書類は、事業法<u>附則第九条の規定により、なおその効力を有することとされ、又はその例によることとされる事業法附則第三条の規定による廃止前の公衆電気通信法（昭</u>

3 (略) 和二十八年法律第九十七号。次項において「旧公衆法」という。 ～第三十八条の三第一項第一号に掲げる書類に該当する書類とみなして同項の規定を適用し、質権の登録は、電話加入権の譲渡の承認に該当するものとみなして同条第二項の規定を適用し、同条第三項の規定は、質権の登録と同条第一項第二号の差押え又は同項第三号の差押え、仮差押え若しくは仮処分との関係について準用する。	3 (同上) 和二十八年法律第九十七号。次項において「旧公衆法」という。 ～第三十八条の三第一項第一号に掲げる書類に該当する書類とみなして同項の規定を適用し、質権の登録は、電話加入権の譲渡の承認に該当するものとみなして同条第二項の規定を適用し、同条第三項の規定は、質権の登録と同条第一項第二号の差押え又は同項第三号の差押え、仮差押え若しくは仮処分との関係について準用する。
--	---

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十九条関係）

改正案		現行	
別表第一（略）		別表第一（同上）	
二十四 総務省	（略）	二十四 総務省	（同上）
（略）	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による同法第九条の登録、同法第十三条第五項、第十六条第一項若しくは第三項若しくは第十七条第二項の届出、同法第四十六条第三項（同法第七十二条第二項において準用する場合を含む。）の交付、同法第七十三条の二第一項から第三項までの届出、同法第一百七十七条第一項の認定、同法第二百二十二条第五項の届出、同法第四百十三條の二第一項の認定又は同法第四百十三條の六第八項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（同上）	（同上）
（略）	（略）	（同上）	（同上）

（傍線部分は改正部分）

○日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）（附則第二十条第一号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第七条 附則第四条第三項の規定に基づく新法第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるために負担すべき金額の政府の一般会計への納付及びこれによる一般会計の受入金の過不足額の調整については、第二十一条の規定による改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律第二条及び第三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同法第二条中「日本電信電話公社」とあるのは、「日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）<u>第二条第一項</u>に規定する日本電信電話株式会社」とする。	附 則 （退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第七条 附則第四条第三項の規定に基づく新法第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるために負担すべき金額の政府の一般会計への納付及びこれによる一般会計の受入金の過不足額の調整については、第二十一条の規定による改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律第二条及び第三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同法第二条中「日本電信電話公社」とあるのは、「日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）<u>第一条の二第二項</u>に規定する日本電信電話株式会社」とする。

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）（附則第二十号第二号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第一条 この法律は、日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）<u>第二条第一項</u>に規定する日本電信電話株式会社をいう。第六条第一項において同じ。）の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部を運用し、社会資本の整備の促進を図るため、国の融資等に関する特別措置を講ずるとともに当該資金の運用等に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第一条 この法律は、日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）<u>第一条の二第一項</u>に規定する日本電信電話株式会社をいう。第六条第一項において同じ。）の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部を運用し、社会資本の整備の促進を図るため、国の融資等に関する特別措置を講ずるとともに当該資金の運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

○厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）（附則第二十条第三号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （存続組合の業務等） 第三十二条 （略） 2ゝ5 （略） 6 財務大臣は、存続組合に関して第三項の規定により適用するものとされた改正後国共済法第六条第二項若しくは第十五条の規定による認可又は第三項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法第十六条第二項の規定による承認をする場合には、あらかじめ、存続組合に係る次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。 一 （略） 二 日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）<u>第二条第一項</u>に規定する日本電信電話株式会社をいう。附則第五十四条第一項第一号において同じ。） 総務大臣 三 （略） 7ゝ9 （略）	附 則 （存続組合の業務等） 第三十二条 （同上） 2ゝ5 （同上） 6 （同上） 一 （同上） 二 日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）<u>第一条の二第一項</u>に規定する日本電信電話株式会社をいう。附則第五十四条第一項第一号において同じ。） 総務大臣 三 （同上） 7ゝ9 （同上）

○日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 第八条（略） 2 日本電信電話株式会社等に関する法律<u>第二条第一項</u>に規定する日本電信電話株式会社（以下この項、次条及び附則第十二条において「会社」という。）は、当分の間、会社がこの法律の施行の際現に営んでいる業務であつて、東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律<u>第二条第二項</u>に規定する東日本電信電話株式会社をいう。）、西日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律<u>第二条第三項</u>に規定する西日本電信電話株式会社をいう。）及び附則第二条第二項の株式会社（次条及び附則第十二条において「承継会社」という。）に引き継がれるものとして承継計画に定められたもの以外のもの（日本電信電話株式会社等に関する法律<u>第三条第一項</u>に規定する業務に該当するものを除く。）を引き続き営むことができる。	附 則 第八条（同上） 2 日本電信電話株式会社等に関する法律<u>第一条の二第一項</u>に規定する日本電信電話株式会社（以下この項、次条及び附則第十二条において「会社」という。）は、当分の間、会社がこの法律の施行の際現に営んでいる業務であつて、東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律<u>第一条の二第二項</u>に規定する東日本電信電話株式会社をいう。）、西日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律<u>第一条の二第三項</u>に規定する西日本電信電話株式会社をいう。）及び附則第二条第二項の株式会社（次条及び附則第十二条において「承継会社」という。）に引き継がれるものとして承継計画に定められたもの以外のもの（日本電信電話株式会社等に関する法律<u>第二条第一項</u>に規定する業務に該当するものを除く。）を引き続き営むことができる。

○電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号）（附則第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 第六条 （略） 2ゝ4 （略） （削る）	附 則 第六条 （同上） 2ゝ4 （同上） 5 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百二十五号。以下「平成十五年改正法」という。）第二条の規定による改正後の電気通信事業法附則第五条第二項の電報の取扱いの役務に関する料金については、同条第一項の規定により電報の事業が電気通信事業とみなされる間は、同条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる平成十五年改正法第二条の規定による改正前の電気通信事業法の規定は適用せず、旧電気通信事業法の規定はなお効力を有する。この場合において、旧電気通信事業法中「郵政省令」とあるのは「総務省令」と、「郵政大臣」とあるのは「総務大臣」とする。

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（附則第二十三条第一号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（移動端末設備用署名用電子証明書の発行） 第十六条の二 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書であつて、移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第三号ロに規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するもの（以下「移動端末設備用署名用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。 2 8 （略）	（移動端末設備用署名用電子証明書の発行） 第十六条の二 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書であつて、移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するもの（以下「移動端末設備用署名用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。 2 8 （同上）

○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）（附則第二十三条第二号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条（略） 2～6（略） 7 この法律において「携帯電話インターネット接続役務」とは、専ら携帯電話端末等（その一端が携帯電話端末又はPHS端末と接続されるための伝送路設備に接続される移動端末設備（電気通信事業法第十二条の二第四項第三号ロに規定する移動端末設備をいう。）であつて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧することができものをいう。以下同じ。）からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であつて青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものとして政令で定めるものをいう。 8～12（略）	（定義） 第二条（同上） 2～6（同上） 7 この法律において「携帯電話インターネット接続役務」とは、専ら携帯電話端末等（その一端が携帯電話端末又はPHS端末と接続されるための伝送路設備に接続される移動端末設備（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。）であつて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧することができものをいう。以下同じ。）からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であつて青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものとして政令で定めるものをいう。 8～12（同上）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（附則第二十三条第三号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（カード代替電磁的記録の発行等） 第十八条の二 個人番号カードの交付を受けている者（個人番号カード用署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百五十三号。以下この条及び第三十八条の八第一項において「公的個人認証法」という。）第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。以下この条において同じ。）の発行を受け、当該個人番号カード用署名用電子証明書が効力を失っていない者に限り、第三項又は第十一項の規定により既に自己に係るカード代替電磁的記録の発行を受け、当該カード代替電磁的記録が効力を失っていない者を除く。）は、自己に係るカード代替電磁的記録をその者が使用する移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第三号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下この条において同じ。）に記録して利用するため、その者の申請により、当該カード代替電磁的記録の発行を受けることができる。 2 14 （略）	（カード代替電磁的記録の発行等） 第十八条の二 個人番号カードの交付を受けている者（個人番号カード用署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百五十三号。以下この条及び第三十八条の八第一項において「公的個人認証法」という。）第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。以下この条において同じ。）の発行を受け、当該個人番号カード用署名用電子証明書が効力を失っていない者に限り、第三項又は第十一項の規定により既に自己に係るカード代替電磁的記録の発行を受け、当該カード代替電磁的記録が効力を失っていない者を除く。）は、自己に係るカード代替電磁的記録をその者が使用する移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下この条において同じ。）に記録して利用するため、その者の申請により、当該カード代替電磁的記録の発行を受けることができる。 2 14 （同上）

○電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）（附則第二十四条関係）

改 正 案	現 行
（電子委任状取扱業務の認定） 第五条 （略） 2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり、次のイからへまでに定める事項 イ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の登録を受けなければならない場合 同法第十条第一項第二号、第三号（イ及びロに係る部分を除く。）、第四号及び第六号に掲げる事項 ロ 電気通信事業法第十三条第一項の変更登録を受けなければならない場合 同法第十条第一項第三号（イ及びロに係る部分を除く。）又は第四号に掲げる事項のうち当該申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり変更することとなるもの ハ 電気通信事業法第十三条第五項の届出をしなければならない場合 同法第十条第一項第二号、第三号（イ及びロに係る部分を除く。）、第四号又は第六号に掲げる事項のうち当該	（電子委任状取扱業務の認定） 第五条 （同上） 2 （同上） 一・二 （同上） 三 （同上） イ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の登録を受けなければならない場合 同法第十条第一項第二号から第五号までの事項 ロ 電気通信事業法第十三条第一項の変更登録を受けなければならない場合 同法第十条第一項第三号又は第四号の事項のうち当該申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり変更することとなるもの ハ 電気通信事業法第十三条第五項の届出をしなければならない場合 同法第十条第一項第二号から第五号までの事項のうち当該

3 5 (略)	申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり変更することとなるもの ニ 電気通信事業法第十六条第一項の届出をしなければなら い場合 同項第二号、第三号（イ及びロに係る部分を除く。 ）、第四号及び第六号に掲げる事項 ホ 電気通信事業法第十六条第三項の届出をしなければなら ない場合 同条第一項第二号又は第六号に掲げる事項のうち当 該申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり変更す ることとなるもの ヘ 電気通信事業法第十六条第四項の届出をしなければなら ない場合 同条第一項第三号（イ及びロに係る部分を除く。） 又は第四号に掲げる事項のうち当該申請に係る電子委任状取 扱業務を実施するに当たり変更することとなるもの
---------------	--

3 5 (同上)	申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり変更することとなるもの ニ 電気通信事業法第十六条第一項の届出をしなければなら い場合 同項第二号から第五号までの 事項 ホ 電気通信事業法第十六条第三項の届出をしなければなら ない場合 同条第一項第二号又は第五号の 事項のうち当 該申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり変更す ることとなるもの ヘ 電気通信事業法第十六条第四項の届出をしなければなら ない場合 同条第一項第三号又は第四号の 事項のうち当該申請に係る電子委任状取 扱業務を実施するに当たり変更することとなるもの
----------------	--

○聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）（附則第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国の責務） 第三条 国は、聴覚障害者等、地方公共団体、電話提供事業者（電話の役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。）であつて、同法第五十条の二第一項又は第五十条の十二の指定を受けた者をいう。第五条及び次章第二節において同じ。）その他の関係者と協力して、第七条第一項に規定する基本方針及びこれに基づく聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のための施策の内容について、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 （略）	（国の責務） 第三条 国は、聴覚障害者等、地方公共団体、電話提供事業者（電話の役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。）であつて、同法第五十条の二第一項又は第五十条の十一の指定を受けた者をいう。第五条及び次章第二節において同じ。）その他の関係者と協力して、第七条第一項に規定する基本方針及びこれに基づく聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のための施策の内容について、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 （同上）

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）（附則第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（電気通信事業法の一部改正） 第四十一条 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。 附則第六条第一項中「とする。」を「と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「命令書」とあるのは「命令書又は当該電話加入権に対する差押え、仮差押え若しくは仮処分に関する裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」とする。」に改める。	（電気通信事業法の一部改正） 第四十一条 （同上） 附則第九条第一項中「とする。」を「と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「命令書」とあるのは「命令書又は当該電話加入権に対する差押え、仮差押え若しくは仮処分に関する裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」とする。」に改める。